平成25年 第1回定例会

1議事日程

3月12日(火曜日)午前10時開議

第2号

日程番号	議件番号		議	件	名	
1		会議録署名議員の指名				
2		一般質問				
		1 大西米明	議員-累	積欠損金が4億	円を超えた国保病院の運	
			堂	について		
		2 清水秀雄	議員一町	「長の政治姿勢に	ついて	
		3 細井文次	議員-災	害時に於ける要	援護者・災害弱者の安全	
			確	[保について		
		4 和田鶴三	議員-生	活保護基準引き	下げによる影響について	
		5 中村 貢	議員-学	校での体罰の実	態と対策について	
		6 森本真隆	議員-学	校等におけるフ	ッ化物洗口について	
3	議案第9号	士幌町光をそそ	で交付金	基金条例を廃止	する条例案	
4	議案第10号	士幌町農作物災	害補償基	金条例を廃止す	る条例案	
5	議案第11号	士幌町農業災害	好策基金	条例案		
6	議案第12号	士幌町暴力団排	丰除条例案	<u>a</u>		
7	議案第13号	士幌町新型イン	フルエン	が等対策本部条	例案	
8	議案第14号	士幌町指定地域する基準を定め			人員、設備及び運営に関	
9	議案第15号				の事業の人員、設備及び 援の方法に関する基準を	
10	議案第16号	士幌町道路構造	の技術的]基準及び道路標	識の寸法に関する条例案	
11	議案第17号	士幌町移動等円 例案]滑化のた	めに必要な道路	の構造の基準に関する条	
12	議案第18号	士幌町町営住宅	E 管理条例	の一部を改正す	る条例案	
13	議案第19号	士幌町立特別養	護老人ホ	ベーム設置条例の	一部を改正する条例案	
14	議案第20号	士幌町水道事業	 給水管理	2条例の一部を改	正する条例案	
15	議案第21号	士幌町公共下水	(道条例の)一部を改正する	条例案	
16	議案第22号	士幌町防災会議 る条例案	条例及び	士幌町災害対策	本部条例の一部を改正す	
17			基金条例	の一部を改正す	 る条例案	
18	議案第24号	1,2 4,2 4,144,15		,	関する条例の一部を改正	
19	議案第25号		医療費の	助成に関する条	例の一部を改正する条例	
20	議案第26号	士幌町畜犬取締	万ひ野犬		部を改正する条例案	

21	議案第27号	士幌町狂犬病予防法施行条例の一部を改正する条例案
22	議案第28号	士幌町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案
23	議案第29号	士幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 案
24	議案第30号	士幌町ホームヘルプサービス条例等の一部を改正する条例案
25	議案第31号	士幌町認定こども園条例等の一部を改正する条例案
26	会議案第1号	士幌町議会委員会条例の一部を改正する条例案
27	会議案第2号	士幌町議会会議規則の一部を改正する規則案
28	意見書案第1号	TPP(環太平洋連携協定)交渉に参加しないよう求める意見書案

2出席議員(12名)

秀雄	清水	8番	絋一	秋間	1番
貢	中村	9番	勝	飯島	2番
鶴三	和田	10番	真隆	森本	3番
米明	大西	11番	文次	細井	5番
宏一	加藤	12番	寛	出村	6番
三司	加納	13番	悦朗	服部	7番

3欠席議員(0名)

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 教育委員長 力石 憲二

代表監查委員 佐藤 宣光

5町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	後藤 忠義	保健福祉課長	大森 三宜子
会計管理者	太田 靖久	病院事務長	渡辺 博文
町民課長	伊賀 淑美	特別養護老人計城設長	波多野 義弘
産業振興課長	堀江 博文	子ども課長	寺田 和也
建設課長	土生 明美	消防署長	星屋 尚司

6教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長神野 光男教育課長植田 廣幸教育委員会参事笠谷 直樹高校事務長金森 秀文給食センター所長鈴木 典人

7農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 道端 雄伸

8職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳谷 善弘 総務係長 仲山 美津子

9議事録

(午前10時00分)

加納議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、 大西米明議員及び12番、加藤宏一議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

それでは、順次発言を許します。

質問順位1番、大西米明議員、累積欠損金が4億円を超えた国保病 院の運営についてを町長に質問を行います。

大西議員

おはようございます。それでは、町長に対しまして累積欠損金が4 億円を超えた国保病院の運営についてお聞きをいたします。

国保病院の運営について次の5点について町長の所見を伺います。

- ①、平成23年度の決算は一般会計からの負担金3億3,000万円を繰り入れても2,400万円の赤字となっており、累積欠損金では4億1,265万円にもなっております。町立の国保病院の改善を図るため、アドバイザーを招き経営改善のアドバイスを受けていると思うが、改善策はどのようになっているのかお聞きします。
- ②、平成24年度の当初予算に対して外来患者数の減は、受診控えや 長期投薬の拡大により受診率が低下する傾向になっていると言ってい ますが、ほかに要因はないのか。
 - ③番目、赤字の最大の要因は何か。
 - ④番目、今の国保病院は町民に信頼を受けていると思うのか。
- ⑤番目、国保病院内の医師、看護師、そして事務方の3者の意思疎 通は図られているのか。

以上5点について町長の見解をお聞きします。

加納議長

町長、答弁をお願いします。登壇願います。

それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

質問の1点目は、累積欠損金と経営改善策ということについてでありますけれども、ただいま大西議員が申されたおり、平成23年度の病院事業会計の決算状況は、一般会計から3億3,000万円を繰り入れたところでありますけれども、それでもなお単年度の赤字額は2,433万円ということで、累積の収支はマイナスの4億1,265万円となるもの

- 3 -

1

2

小林町長

であります。まず、累積赤字の性格について申し上げたいのでありますけれども、累積収支における赤字額は、損益費用のうち現金を伴わない減価償却費でありますけれども、平成23年度であると4,069万円でありますけれども、これについて町としては資金ショートにならない範囲で一般会計からの繰り出しをその分だけ行わないというか、減額をしているのでありますけれども、平成23年度では繰り出しを行わない額が2,433万円ということになっているところでありますけれども、その額がこれまでの累積の赤字となっているものであります。ただ、病院の経営については、交付税措置を除いても実質的には1億8,000万円程度の額を一般会計から繰り出しているところであり、これまで申し上げたとおり、1つは自治体病院としての医療サービスを向上させるということと、あわせて経営改善にも一層の努力をしなければならないものと認識をしているところであります。

そのような中で、昨年10月より地域医療に対して多角的あるいは専門的な助言を受けるべく、医業経営研究所長の竹内實氏とアドバイザー契約をして、経営内容や財務諸表の点検とあわせ、保健、医療、福祉の関係職員からも聞き取りなどを行っているところであり、年度内には中間的な評価、提言をいただく予定であります。なお、今月26日には議員各位との意見交換会も予定しているところであります。今後において、アドバイザーからの提言を受けながら医療サービスの向上、経営改善に努力をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、外来患者数の動向についてでありますけれども、本町の外来 受診動向については、従来より音更町に専門の診療所が多数開院され ていることから、町民の通院自給率が他の市町村から比べて低い状況 にあるところでありますが、外来の動向を見ますと医師の確保状況に 連動しており、やはり医師確保対策の充実が重要ということになって いるところでありますけれども、加えて今お話もありましたように近 年長期投薬ということで2週間が40日というようなことで、最大90日 までということで拡大しているということも外来数が減っている傾向 にもなっているところであります。

次に、赤字の要因についてということでありますけれども、自治体病院についてはもともと不採算医療を担っているところから、ほとんどの病院が収支が赤字であって、一般会計からの繰り入れにより賄っているのが現状であります。特に近年は、診療報酬の改定が小規模な病院についてはどちらかといえば不利になっていることも要因であります。本町の場合、十勝管内の自治体病院と比べると、1つは医療収益率が低いということがあります。本町の23年度の医療収益率は63.4%でありますけれども、管内平均が74.0%ということであります。それから、医療収益に対する給与率が高いということでありますけれど

も、平成23年度で本町は104.5%でありますけれども、管内平均が80.5%ということなどが収支が赤字となる要因でありますけれども、給与費については看護師も含めて職員の年齢構成の状況によることもあるというふうに思われるところでありますけれども、いずれにしても今後の経営改善に当たってはこれらについても注目をしながら取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

それから次に、町民からの信頼を受けているかどうかということでありますけれども、町づくり懇談会などさまざまな機会において病院についての評価がある一方で、多くの苦情や不満も寄せられているところでありますけれども、もちろん診療内容に関することもあるのでありますけれども、待ち時間の問題であるとか対応に関することが多いのが現状であって、その都度確認や注意をしているところであります。これらに対して、町としては説明責任を果たすとともに、病院全体で検証しながら対応していく必要があるものと認識しているところでありますが、今後とも町民の皆さんからより率直な意見をいただく方策とあわせて、保健との連携だとか町民との接点強化などに努力するとともに、いま一度国保病院は町民のための病院だということの意識を徹底をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、質問の5点目は、医師、看護師、事務の意思疎通が図られているかということでありますけれども、病院内では毎週の管理会議ということと月1回の院内会議を初め、各種の委員会が開催されているところですが、これらの機関会議において各部門からの意見が十分に反映されているかどうかということでありますし、それとサービス向上に向けて機能しなければならないというふうに思うところでありますけれども、病院管理者である院長に対してその都度病院内の意思疎通が図られるよう申し上げているところであります。今後において、医師、パラメディカル、事務はもとより、ガードマンに至るまで全てのスタッフが病院のチームとして共通意識を持ちながら対応するよう指示を徹底をしてまいりたいと存じます。

いずれにしても病院問題は、町政方針でも申し上げたとおりでありますけれども、町にとっては大きな課題、懸案であり、国保病院が町内唯一の医療機関、あるいは保健、医療、福祉を形成する福祉村の中核施設としての役割が果たせるよう全力で取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 大西議員

再質問があれば許します。11番、大西議員。

それでは、1点目から順番に質問させていただきます。

まず初めに、累積欠損金については、減価償却費が現金を支出しなくてもいいから、そういうふうに累積で4億何ぼになったのだという

ことでありますけれども、これについては減価償却だから現金伴わないといいつつも、それが最終的に何億円にもなって何十億円にもなってしまったら、これは町としてもそのままいいよというわけにはいかなくなるので、これについてはいろんな角度からまた後日話し合いをしたいなと思っています。

それで、今回医療アドバイザーをお願いして、また来年度からは事務長も外部から、63歳の経験豊かな人をお願いするという町長の発言が前にありましたけれども、なぜ今そのアドバイザーを入れたのか、3億数千万円の赤字というのがここ何年も続いていますから、今入れた理由、赤字が3億円を超えているから改善しようとしたのか、また病院内にいろんな問題があるから入れたのかなと思っていますけれども、なぜ今なのかということをまずお聞きします。

加納議長小林町長

町長。

まず、累積赤字の関係で、今大西議員も申されたように、現金が伴 わないといえども累積欠損金が残らないことが望ましいことは間違い ないわけでありますけれども、そういう視点も持ちながら財政運営を していきたいというふうに思ってございますけれども、医療問題全体、 アドバイザーの関係なのでありますけれども、ここ何年か3億円程度 あって、医師だとか看護師のスタッフも確保に苦労しているという中 でもあるのでありますけれども、1つは経営面の収支のこともあるの でありますけれども、収支とあわせて病院改善においては自治体病院 としての医療向上をどう図っていくかということがあるのであります けれども、ただ一般的に病院改善ということだけではなくて、専門的 に医療の中身から収支から見ていただきながら改善をしていく必要が あるだろうということで、竹内先生も札幌医大を卒業して長く病院経 営をやりながら、現在はどちらかというと地域自治体病院のアドバイ ザーをやりながら支援対策をとっているということで、そういう面で は適任であるということで病院の改善のためにアドバイスをお願いし たわけでありますけれども、このアドバイザー制度は単に1回だけ報 告書としてもらうだけではなくて、今月末には先ほど申し上げました ように議会との意見交換もさせていただく予定でありますけれども、 何年間もかかわっていただきながら医療の内容とあわせて経営改善が 図られるよう努力をしてまいりたいなというふうに思っているところ であります。

加納議長大西議員

11番、大西議員。

赤字なのですが、23年度は3億5,000万円、22年度も3億5,000万円、21年度も3億3,000万円、それから20年が3億3,000万円、19年が3億6,000万円、それから18年が3億1,000万円というようにずっとここ6年間、決算書を見ると3億円を超えているのです。それで、町長はアドバイザーに対してこの赤字の削減をどうするかということをお願い

しているのか、また今の医師体制、院内のいろんなことを改善してほ しいと思っているのか。また、今から7年前になると思いますけれど も、町長はセンター長を設置したときに、今の答弁書を見ると大体1 億5,000万円を不採算病院は持っているということで、交付税措置さ れているという話ですけれども、交付税に色ついていませんから、1 億3,500万円とか1億4,000万円、1億5,000万円、その辺はどこをと っているのか、これは赤字減らすために最大限1億5,000万円ぐらい と見ているのだと思うのですが、あの当時町長は交付税措置以外に1 億円の赤字で抑えたいということを私の質問で議会で答弁しています けれども、そういうことも含めて目標とするものを、アドバイザーを お願いする以上はこういうことをここまでしてほしいとかというお願 いはしていると思うのです。ただやみくもにうちの病院見てください ではないのだと思うのです。竹内先生の経歴見ると、羅臼のほうの病 院でしたか、医師もいなくなって崩壊しかけた病院を立て直したとい う手腕を持っている先生でありますから、それなりのアドバイスはも らえるのだと思いますけれども、町としてどういうことを改善してほ しいのか、まず町長がお願いしたことについてお聞きします。

加納議長小林町長

町長、お願いします。

それでは、元来から私何とか実質の持ち出しを1億円くらいにでき ないかということで、私自身もそう思っているところでありますし、 議会でも従前から大西議員の質問等にもそのようにお聞きしたのです けれども、今の状況でいくと1億5,000万円、1億8,000万円くらい出 さざるを得ないですけれども、赤字を2億5,000万円くらい抑えれれ ば1億円くらいにおさめられるのでありますけれども、そういう努力 をしていくのでありますけれども、竹内先生にもお願いをしたのは、 1つはもちろん経営改善もあるのでありますけれども、経営改善だけ ではなくて、地域の医療はもちろんでありますけれども、保健、医療 の連携も含めて、そういう内容面でもよくしていかなければならない ということでは竹内先生と私の考えは一致しているのでありますけれ ども、ぜひそういう形で、例えば今入院数が伸びているのですけれど も、あと在院日数の関係だとか、病院では内容的にはいろんなことが あるわけですけれども、内容面の改善ということで、特に町民が求め ているような、病院がそういう役割を果たすよう、そういう改善を図 っていかなければならないということで、今大西議員が申し上げたよ うに必ずしもお金のことだけということで改善をしようとしているの ではないということをご理解をいただきたいと思います。

加納議長大西議員

11番、大西議員。

赤字だけでない、それは余りはっきり言いませんけれども、大体理解はします。それで、当時病院の建てかえのときに、今の総合病院、こういう病院よりは診療所でいいのでないのかと、これだけ赤字をし

よったら町民負担も大きくなるので、3億円も赤字出してという話があったときに、音更の町立の診療所がありました。医師1人で19床の病床、それで救急も何もやらない。でも、1億3,000万円ぐらいの赤字が音更の町立病院でも出ていました。それで、診療所の交付税というのは、今は1,000万円弱になっていますけれども、あの当時は大体二、三百万円の交付税しか来ない。実質1億何千万円になるのだと。それで、町立病院だと今言うように1億5,000万円ぐらいの交付税措置がされるのであれば、1億円まで赤字下げるとすれば、今の病院を持っていることで雇用の場もできるし、人口も固定人口がふえるだろうと、それだったら今の総合、総合ではありませんけれども、この病院の形をとったほうがいいだろうということで、みんなで話し合って今の病院を建て直したわけですよね。

それで、今いろんな問題が出てきていますけれども、アドバイザーがいろいろな提言をしてくれるのだと思います。したときに、町長はそれを受けて病院側にそれを提示しなければならない。提示するのだと思いますけれども、提示したときに病院側の受け方、それをきちっとのんでくれるのか、冗談でないよと、竹内さんだって医者でないか、俺と同じだよと、よそ者がここへ来てこんなこと言って、そんなものできるかいと言われてしまったら、それまでのものになってしまうのです。ですから、提案を病院側がどう受けとめるのか、もし受けとめないとしたら、それを受けてくれないとしたら、町長はどういう対応しますか、それについてお聞きします。

加納議長小林町長

町長。

まず、診療所の交付税の関係で23年度の状況では1病院710万円ということになっているのですけれども、これを何年前かに病院再編の中では上げるという見通しもあったのですけれども、710万円で据え置かれているところであります。それから、病院にするか、診療所にするかということでありますけれども、議会とのいろんな議論の中でもやっぱり病院として存続してほしいという、そういう意向で、経営だけのことをただ考えれば一番いいのは無床の診療所が一番いいのかもしれないけれども、それは町民の命だとか健康を守るという立場からいけば、やっぱり病院を存続させながら経営改善をやり、医療サービスを向上していくという、そういう方向を目指していきたいということなのでありますけれども、それから医師との関係なのでありますけれども、基本的な病院の運営方向については院長にそれぞれ毎年その都度申し上げているところでありますし、今後ともぜひ、町立の病院ですから、町の方向については病院の中できちんとそのとおり受けていただくという、そういう方向で臨みたいと思います。

加納議長 大西議員

11番、大西議員。

町長は強い気持ちでアドバイスを受けて、そのアドバイスが町民の

健康のためにプラスになるとするのであれば、病院側が何を言おうときちっとやってもらうという強い町長としての意思を持っていただきたいと思いますし、診療所の件についても、そういうことで今の病院があれば町民が安心してこの士幌町に住んでいいなというように思われるとすれば、それは今の維持をしていかなければならないなと思うのです。

それで、2問目に患者の減です。いろんな理由はあるとしても、本 当にそれだけなのか。それで、この間新聞にも医療過誤の問題が出ま した。これ士幌町で私の記憶するところでは初めてなのだと思うので す、補償問題が生じたということは。普通の病院でも、ああいう問題 が起きると少なくとももとに戻すまでに3年ぐらいかかるそうですけ れども、医療関係者に聞いてみますと。ですから、それは病院側では 1万回に1回あるようなことであるからという話でありますけれど も、それは1万回以上やっている医師が言える言葉で、今回士幌の病 院であった事故は、どこで研修をして、内視鏡というのは資格があり ませんから、医師がやると言えばやれる医療行為ですから、どこかで 研修を積んできて、そして症例を私は何百回、何千回やっているのだ よと言ってくれればそれなりに安心をするのですけれども、研修をど こで積んで、何症例ぐらいを、もう60歳になるぐらいの先生ですから、 相当数をこなしているのか。1万回やった人の1回の事故と100回の 人の1回の事故だとちょっと違ってきますので、病院としてそういう 医療行為をするときに、きちっとしたそういうものをできるのかでき ないのか把握してやらないと、特に内視鏡なんていうのはどの人も、 僕も胃の内視鏡でもおっかなくて麻酔打たないとできないぐらい、町 民の方も本当に嫌がっているのだと思うのです。でも、自分の体のこ とで、それを克服してみんな胃の内視鏡でもやっているのですけれど も、大腸の内視鏡なんて特に嫌なものだと思うのです。それがこうい うことが起きると、とても士幌の病院ではと、そういうことになって きていないのかと、患者減になってきていないのかということで、ま ず先生がどこで研修して、どこで何回ぐらいの症例があるのか、わか れば教えてほしいと思います。

加納議長小林町長

町長。

全般的なことを私のほうからお話しして、具体的な研修の中身については病院の事務長のほうからお答えをさせていただきたいと思いますけれども、医療の中ではいろんなことがあるのでありますけれども、ただ保険の対象にするかどうかということは保険会社の協議ですから、直接病院が保険で対応できるものなのか、その因果関係上それは無理だというものがあるのでありますけれども、今回は保険会社の協議の中で保険の給付対応というものでありますから、そういう対応をしたのと、もう一つは、本人については口頭の厳重注意処分をしたと

ころでありますし、院長にも何回かお話をしたのでありますけれども、 院長に対しては、病院の医療行為の中ではいろんなことがあるのだろ うけれども、それに対して全くないということではないのだけれども、 あったことに対して病院全体として検証なり、医師全体として検証な り、そういうことをきちんとやらないとこれからまた起きる可能性が あるからという、院長に対してそういうお話をこれまでしてきたとこ ろであります。

あと、後半の研修例については、病院の事務長のほうからお答えを させていただきます。

加納議長渡辺病院

病院事務長。

病院事務長からお答えさせてもらいます。

具体的には把握できておりません。

11番、大西議員。

渡辺病院 事務長 加納議長 大西議員

まさに町長言われるように人のやることですから、それはいろんなことがあって当然だと思いますし、それはそれなりに、私ども容認するわけではありませんけれども、しようがないだろうなと思います。それを失敗された患者に対しては本当に申しわけないと思っていますけれども、そういう行為をするために資格がなくてもいいのであれば、誰でもできるのだというようなことが起きないように、ある程度年齢も、研修医だとかなんとかといったらまだ若いから余りないのだろうけれども、年をとっていてもそういう、やったことが少ない人はなるべくやらない。やらなくても、上手な先生いるのですから、いいのでないかなと思うのです。そこまでしてやって、こんな事故起こして評判落とすということはないのだと思うのです。

そのほかにも、今回医療過誤の新聞報道されてからいろんな話が私 の耳に入ってきます。まず、初めには、私は医者でありませんから、 家族なり何かが士幌の病院で医師が見間違ったのだと思われてしまう と、それは説明がないと病院に患者が行くのを減らす要因になってく るのでないかな。小学校の子供が腹が痛いから病院行きました。風邪 引いていると。それは、親にしてみれば子供が右下腹が痛いと言えば、 普通の人は大体盲腸かなと疑うのですけれども、病院に行ったら、風 邪引いているから風邪の菌が腸に行って腹が痛いのだということで風 邪薬で終わったみたいです。それで、3日たって、子供がだんだん苦 しむので慌てて士幌の病院に行ったら、盲腸が破裂していた。救急車 で帯広の病院に運んで急遽緊急手術したら、向こうの医者は家族に対 して1時間おくれたら命どうだったかわかりませんよというような話 をされた。そういう事例って家族にしてみれば冗談でないよと、小学 校の娘にこんな思いをさせて、それは人に言いますよ。言えば、そん な病院なのかいということになるのだと思うのです。また、微熱が続 くと、そして喉も腫れてきたので、甲状腺でないかなと行ったら、寝 違えだから、湿布薬やるから湿布薬張っておきなさいと言われた。泡食って帯広の病院行ったら、何を言っているの、これ甲状腺でしょうと言われたと。そんなことも診れないのかと、本人たち、その周りは言いますよ。それは、私は医者でないからその辺はわかりません。ですけれども、患者はそういう意識になるのです。

そういう話って、悪事一夜にして千里走るというように悪い話はす ぐ町内全部に広がっていく。そうなれば、今言う患者減というのは投 薬の期間が90日になったから、3カ月に1遍来ればいいから外来の患 者が減ったのだと、それはあると思うのです。だけれども、一番の要 因というのは病院に対する信頼感がなくなってきているから、そうい う問題がだんだん大きくなっていって、患者が士幌の病院に足を向け なくなって、よその病院に行くということになっているのでないでし ょうか。町長、その辺は私よりは、全町民が対象ですから、いろんな 話は町長の耳に入っていると思うのです。だから、それをどうしてい くのかということ、これは先生方の技量ですから、我々が何を言って も、私も医療のことなんかわかりませんから何とも言えないけれども、 患者がそう思ってしまったときには、これはマイナスになっていくの は事実だと思うのです。だから、医者を招聘するときにも、専門医の 資格、内科の専門医だとか、外科もあるのですが、そういう資格を持 った先生。専門医は、聞くところによるとちゃんとしたところで研修 をして、研修したという証明を持って、1年に1遍試験があって、そ れを通ると専門医の資格。ですから、そういうことがちゃんとできて いるような先生だと我々も安心できると思うのですが、士幌の病院で 専門医の資格を持っている医師は何人ぐらいいるのですか。

加納議長

病院事務長。

渡辺病院

病院事務長よりお答えいたします。

事務長

正確には把握できていないのですけれども、今いる先生の中で3人の先生、専門といってもいろんな中身があると思われますが、3人の 先生は専門を持っておられます。

加納議長

大西委員。

大西議員

正確にわからぬって、3人とわかっているのでしょう。だから、今後医師をお願いするときにも、どういう資格を持って、産業医だとかいろんなの持っていますけれども、それは学会か何かに行ってポイントさえとればもらえるというような形みたいですけれども、少なくとも専門医というのは1年に1遍の試験に合格しないと取れないのですから、ちゃんと研修受けて、そして受けていますから、そういう先生をお願いするように今後してほしいなと思います。

また、3問目、赤字の最大の要因ということなのですが、企業会計ですから、収入と支出なのです。簡単に言えば収入が少なくて支出が多いということだけですから、今町長の答弁ですと医療収益が十勝管

内では74%なのに士幌は63.4というと10%少ないですよね。それで、 給与率が医療収益に対して管内は80%ですけれども、士幌町は104.5 %ということなのですが、どうしてこの収益がほかの管内からして低 いのですか。

加納議長

暫時休憩をお願いします。

午前 1 0 時 2 7 分 休憩 午前 1 0 時 2 7 分 再開

加納議長

それでは、休憩を解きます。

大西議員。

大西議員

それでは、給与体系については、士幌町は年齢構成で多いのだと、高いのだということですが、前から私も提言しているのですが、士幌の場合看護師についても技師についても医療の給料体系でなく、一般職で看護師だとかいろんな病院の医療関係に手当を出しているということですから、医療体系だと初めは高くても、ある程度いくと年齢が高くなっていくとだんだんずうっとなって、一般職はずうっと高くなっていくのです。だから、年齢が高い人が多いと給料がだんだん、だんだん高くなってしまうということですから、一般職の給与体系にするのか医療の給料体系にするのかというところも、これもこれから見直してもらわないと、このままいくとだんだん年をとるほど給料が高くなっていく、だけれども仕事はだんだんできなくなっていく、看護師なんかは肉体的に大変ですから。それとあわせて、まずその体系をどうしていくのか、今回のアドバイザーや何かの話を聞きながらでも、どこかで変えていかないとだめなのだと思うのですが、町長はどう思いますか。

加納議長小林町長

町長。

医師、看護師含めて給与比率104%ですから、高いのは管内でもトップクラスですから、アドバイザーからも給与について民間から比べれば特に高い、突出して高いというふうに言われているわけでありますけれども、そこは着目をしなければならないのでありますけれども、まず医師でありますけれども、医師も高いのです。管内ではトップクラスで高いのです。それから、看護師についていえば、行政職を使っているということもあるのですけれども、前歴換算をしますから、比較的、士幌だけではないのですけれども、地方に来るのはどちらかというと年齢が高い、経験が長いということが要因なのでありますけれども、まず医師給料についてなのでありますけれども、院長にもお話をしまして、少なくとも町としては当面給与比率を100%以下にしたいという、そういう話で理解をしてほしいということと、今研修手当を64万円お払いしているのですけれども、それを新年度何とか半分に

してほしいと、そういう話で交渉して、新年度から研修手当は半分にするという、そういう話をして、おおむね先生方にもご理解をいただいたところでありますから、そういう対応をしながら、それから今5人体制なのですけれども、4月から4人体制にするということからいくと、何とか平成25年度で100%を切れるような、そういう取り組みの努力をしていきたいなというふうに思ってございます。

あと、1番目の給与体系については、十勝管内では芽室町だけが、あそこは医療、福祉、両方入れているのですけれども、一時的には直近上位に格付をするということで上がってしまうのでありますけれども、技術職ですから、そういうことのほうが正しいのですけれども、移行するためにはいろんな課題もあるというふうに聞いているので、そこら辺はよく、私どもも医療職給料表あるいは福祉職給料表について本町としても少し検討させていただきたいと思います。

加納議長

保健医療福祉センター長。

山中保健 医療福祉 センター長

先ほど大西議員から質問ありました医療収益比率の関係につきまして保健医療福祉センター長の山中より説明をさせていただきたいと思います。

なぜ低いかという問題ですけれども、当然医業費用と医業収益の関係でほかの病院よりも低く出ていると。医業費用の中には、当然今言いました給与費ですとか、いろんな状態があります。それと、あと収入が低いからということにもなるのですけれども、1人当たりの単価がほかの高いところから比べれば低かったりとか、そういったもろもろの条件があって比率が落ちているというような状況にあるということでご理解をいただきたいと思います。

加納議長

11番、大西議員。

大西議員

今の給料体系の話、話した町長がみずから医師の給与はほかの町村と比べて高いのだよという発言がありました。そこで、はっきり聞きます。医師の給料、院長以下教えてください。

加納議長

町長。

小林町長

全体入れてですから、給与の細かいやつではないですけれども、ベースとしては研修手当だとか当直手当も全部入れると院長で4,000万円、副院長で3,600万円、部長で3,500万円ということでありますから、これは経験年数25年以上でありますから、それ以下は10年、15年という年数によって給料を決定をしているところであります。これは、本俸だけではなくて、先ほど申し上げたように手当、あるいは当直手当も入っていますから、当直手当の状況によってはこれより下がることもあり得るということでご理解をいただきたいと思います。

加納議長

11番、大西議員。

大西議員

今私もこの給与を聞いて、こんなに払っているのだ、ほかの町村、 公立病院もこんなに払っているわけないのだろうなと思っています。 だから、こういうのが赤字の要因にもなっているのだろうなと。私ら も単純に思うのです。町民も皆さんそういう話をすることがあるので す。これだけの給料払って5人体制、今度4人体制になりますけれど も、5人体制でありながらも土日の代診医を札幌から頼まなければ病 院運営できないのか、この5人で回せないのか。給料は高い、仕事は 楽だよみたいな話になってはいないかなと思うのです。これだとどん なことしたって、いろんな理由の中で公立病院は不採算の部門を持つ から赤字はやむを得ないのだという、その理論はわかりますけれども、 こういう部分から少しずつ見直していかないと、聞くところによると、 医師がいなくなったとき給料上げて、給料上げればいい先生来るだろ うなと思ったということで、私らもそうだと思っていました。だけれ ども、本来本州のほうのいい医者は、これだけ給料くれるなら24時間 こき使われるぞと、自分の体もたないから、そんな高い給料のところ に行けないわと言って来ないみたいです。ですから、やっぱりそれ相 応だと地域医療、僻地の医療に対して理解をする人もいるのだと思い ますけれども、そういう形で医者をお願いできないのか。または、今 地域医療財団から派遣や何かで医師をお願いしていますけれども、大 学病院ときちっと連携がとれれば私は一番いいのだと思うのです。北 海道なら北大、札医大、旭川医大、そういうところとどう連携してい くかということだと思うのです。それで、これだけの給料を払わなく てもいいとしたら、多分医大から来る医者はこんなにも払っていない と思うのですけれども、そういうことであれば1,000万円ぐらい提携 する大学の研究室に研究費用として町が支援するというような形で医 師を派遣してもらうような、そういう条件交渉なんかできないもので すか、町長。

加納議長小林町長

町長。

今の医師の給与体系なのですけれども、平成18年でしたか、3人のお医者さんがやめられる中で、当時これよりは安かったのでありますけれども、当時の給与体系ではなかなか募集に応じてくれないということで、背に腹はかえられないということで引き上げたということがあるわけでありますけれども、ただお医者さんの場合、先生にもよるのですけれども、働いていけば何億円と働いていただく場合もあるわけですから、1,000万円例えば上げたとしても、診療実績が上がればそれは元を取るということもあるのでありますけれども、ただご存じのとおり十勝管内では一番高いのでありますけれども、ほかの管内病院でいくと3,500万円とか3,800万円くらいというのが院長の給与のベースなのでありますけれども、ただ今回研修手当を半分にすることによって1人当たり大体400万円くらい下がることになると大体管内並みになるのかなという、そういう措置でありますけれども、いずれにしても給与のそういう状況でありますけれども、医師確保対策につい

てはこれまで地域医療振興財団にお願いをして、従来から本町で大学とのつながりが比較的希薄だということもあって、財団から俗に言う一本釣りでお願いをしたという、それで雇用するという形を進めるのでありますけれども、大西議員からもお話がありましたように、今いろんなところに、アドバイザーも含めてありますけれども、町が雇用するのでなくて、それぞれの大きい病院だとか、それから大学から一定期間派遣をしていただいて、本町は給与相当額と協力支援費のような形でその機関に払うという方法でできないか、いろんなところに話しかけているのですけれども、医師の状況というのはどこも、大学病院もそうでありますし、大きな病院もそうなのでありますけれども、医師が不足をしているというのはどこも同じですから、なかなか一概にはいかないのですけれども、今後は何とかそういう方向で、雇用するのではなくて機関から派遣をいただきながら、あわせて医療についても指導を受けていくという、そういう医師確保対策を今後は進めていきたいなと、そういうふうに考えているところであります。

加納議長大西議員

11番、大西議員。

いろんな方法で医師が安定して士幌に住んでいることが一番町民が 安心することなのです。それで、赤字の要因ですが、患者が減ってい るということなのですが、私の聞いたところによると、外科の救急患 者、救急車で運ばれる患者については士幌の病院ではなかなか受けて もらえなくて、大方帯広の病院に搬送しているというような話を聞き ますけれども、実態は町長、内科は多少は受けてもらっているらしい のですけれども、外科についてはという話が私らに聞こえてくるので すが、実際はどうなのですか。

加納議長小林町長

町長。

初期だとか、町立病院の場合、救急患者を受け入れるというのは自治体病院としては極めて大きな役割ですから、それは果たしていかなければならないのですけれども、病院との協議の中では、例えば開放骨折だとか頭を打ったような場合はうちの病院に入れるより直接専門病院に運ぶほうが早い場合もあるのですけれども、それはいずれにしても私は救急隊には必ず医者の指示のもと行えという、そういう指導をしてあるのですけれども、具体的にはそうなのですけれども、基本的にはそういうふうに一部病名によっては何項目か医師の指示で帯広へ行くということをしているのでありますけれども、一般的には救急は受け入れて、最低の初期処置をするというのが私どもの病院の務めだと思いますけれども、実態はどういうふうにしているかについては病院の事務長からお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長 渡辺病院 病院事務長。

病院事務長よりお答えします。

事 務 長

実態についてですけれども、例えば土曜、日曜の先ほど言っていま

した大学からの応援が来ているときなどは、それぞれ専門の医局から 来ているもので、専門外ということで、状況を聞いて、特に土日や何 かだと検査できる体制が整っていないものですから、真っすぐ送って もらったほうが安心だということで送られる場合は多々あるようで す。

加納議長

11番、大西議員。

大西議員

土日はそういう例が多いということで、平日については大体外科は 受け入れてもらえるということですね、そう判断していいのですか。

加納議長渡辺病院

事務長

病院事務長。

あくまでも医師の判断があると思いますので、一概にはちょっと言 えないかなと思います。

(何事か言う者あり)

加納議長

センター長。

山中保健医療福祉センター長

大西議員の質問でございますけれども、個々の実態を確実に聞いて判断して、医師の判断で直接行ってもらう場合もあるというふうには聞いております。どこまで診れるかどうかというお医者さんの話にもなってくるのですけれども、そういった中で専門性の中で自信のないものについては行ってもらっているという例もあるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

加納議長大西議員

11番、大西議員。

本当に歯切れの悪い答弁もらって、実際には大方の外科の患者につ いては帯広に搬送しているのでしょう。うちの病院は1次救急病院に 指定されているのですよ。昔からこういうことを言われたのです。仮 に中士幌で交通事故に遭っても、士幌が1次救急病院に指定されてい るからまず士幌に入るのだと、そこから2次に行くと、今問題になっ ているたらい回しでうちは受け入れませんというようなことなしに2 次の救急病院は絶対受けるのだと、そういう話で、中士幌で事故起き たらそのまま帯広行ったほうが近いのでないのか、早いのでのかとい う話はいっぱいあったのですけれども、私らはそういうことだから一 回士幌の病院に入らなければならないのだよと住民に説明を私はして きました。今みたいに医師がだめだよと言ったら、受けられない、帯 広行けと言ったら、診て指示として何かあればいいけれども、診ない で、応急処置もしないで、ただ救急隊が士幌の病院に搬送したいと言 っても、いやいや帯広行きなさいと言ってしまったら、帯広に行って も2次の救急病院は受け入れてくれないでしょう。消防が帯広の病院 に何力所にもお願いをして、受け入れてくれるかと聞いてからでない と、そこの病院に搬送できないでしょう。そんなことをやって空白の 時間がある人も、この間そういう話がありました。脳溢血で倒れたと、 救急隊来たと、だけれども向こうが何もしないで何分も救急隊あそこ

で待っているのだけれども、何であんなに何十分も待っているのだと、 それはあくまでも帯広の病院の受け入れ先を探すのに時間かかってい るわけですから。何のために救急1次指定されているの。そのために 士幌町だって救急患者診るために5,300万円も金入れているわけでし ょう。だから、診たくないのか、診れないのか、どっちなの。外科の 分野だったら外科、内科なら内科の分野、一回ここに入って処置をす ることによって収入にもなるでしょう。患者来たことにもなるでしょ う。それをただ電話で救急隊がこういう患者ですから、指の先ちょっ と切れたぐらいでも、それはうちで診れないから帯広へ行け、バレー ボールの合宿に来て足捻挫したといったら、それもうちで診れないか ら帯広へ行けと、それ病院なの。そんなことばかりやっていたら、誰 が士幌の病院信頼するのですか。実際にどうなのです、町長、外科や 何かの救急患者受け入れているのですか、士幌であった場合、救急隊 が。歯切れ悪く言わないで、きちっと今の実態を我々議会に言ってく れないと、我々はそれに対して対処できないでしょう、どうするべき だという話も。はっきり言ってください。

加納議長 小林町長

町長。

外科だけではないのです。実際には懇談会等でも私も直接、受けて くれなかったということがあるのでありますけれども、1つは、先ほ どセンター長や事務長から申し上げたとおり、検査ができないとかと いうことで、それだったら状況によって送ってくれということになる。 それは、うちのお医者さんだけではなくて、土日に札幌医大だとかか ら来ていただいている人も、特に子供さんなんかの場合何かあったら 困るから、それは直接送ったほうがいいというお話もあって、受けな かったということもあるのでありますけれども、もう一つは、今言わ れたようにうちは第1次救急医療病院ですから、受け入れるというの が原則で、従来からうちの消防隊は士幌の国保病院に第1次的に搬送 するというのが原則なのですけれども、最近はどちらかというと専門 性というのですか、そしてかかりつけ医というのがありますものです から、そちらに運ぶ、患者側が、例えばお子さんの場合でしたら親の 方がかかりつけ医に運んでくれというのも結構最近ふえていて、消防 もできる限り患者の意向も受けながら、病院に連絡して帯広に直接運 んでいるということがあるのでありますけれども、それと今先生方も、 昔の先生は外科であろうと内科であろうと診るということだったので すけれども、最近は短期で派遣される先生もより専門的で専門以外は 診れないということがあるのでありますけれども、ただ診るというこ とにしておかないと、私どもの病院は救急を診るというのが基本的な 大きな役割ですから、だんだん甘くなると帯広に何でも送ってしまう という傾向になるので、院長には、それは診れない場合もあるし、送 る場合もあるのですけれども、基本的には土幌国保病院で受け入れを

するというのが基本だからという、そういう基本的な対応をしてくれ というふうにお話をしているところであります。今後ともそこら辺は 十分私どもも踏まえながら、病院関係者とも協議をしていきたいとい うふうに思っています。

加納議長大西議員

11番、大西議員。

今町長の言うのは理解できます。かかりつけ医、ずっと持病を持っ ているから、そのときは発作起きたからその病院に行く、直接行って もらうと向こうも受け入れてくれます。初めての病気の症状出たとき には、それは救急救命士が判断するのですか、医者に電話をして、こ ういう症状ですけれども、どうなのですかと言ったら、救急救命士よ り医師のほうが絶対、それは全然違うのですから、士幌の病院に来て、 医師が判断して、これはやっぱり帯広行ったほうがいいよとか、電話 で聞いた症状だけで、はい、帯広行け、帯広行けというのは、それは 危険でないですか。もし万が一何かあったときに救急救命士、消防の 救急隊は責任とれないですよ。医者でないのですから、判断できない ですもの。意識が混濁しているとかなんとかというだけの、血が出て いるとかなんとかというのならわかりますけれども、ここへ来て診て もらわないで行くということは、全部救急救命士の責任のもとで運ん でいることになってしまうのです、病名も何も。そしてまた、病院も 向こうが混んでいたら、十勝ならそれほど、たらい回しにするという ことは少ないだろうと思いますけれども、それでも万が一本州でよく あるような何時間もたらい回しで、消防で病院探したけれども、探せ なかったというような事例もありますから、ここでないということに は限らないと思うのです。ですから、2次の救急指定病院にすっと入 れるような体制にするためにはやっぱり士幌から行かないとだめなの ですから、その辺きちっとやらなかったら、町民の命かかっています から、その判断を救急救命士だけに任せていいのですか、町長。

加納議長小林町長

町長。

近年消防職員も特に気管確保だとか、それから投薬もできるようになっていますから、救命士がやれる範囲というのは随分広がっているのですけれども、ただ、今言われたように基本的に判断は医師がすべきものですから、制度的にもそうでありますし、私どもの救急隊に対しても救急隊の判断で運ぶことは絶対だめだと、それは医師の指示に従ってやるというふうにしているところであります。また、病院にもお話をしているし、今後ともお話ししたいのですけれども、ここでやれないことってあるのです。運んでもやれないのですけれども、ただそれは検査だとかなんとかはできないということもあるのでありましょうけれども、とりあえず救急が運ばれた場合には診て、例えば帯広へ下げるのか、そういうことを医者がきちんと診て判断をするというようなことを病院には今後指導していきたいと思います。

加納議長

ここで11時15分まで休憩といたしたいと思います。暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩 午前11時15分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

11番、大西議員。

大西議員

それでは、時間がなくなりますので、4番目の町民に病院は信頼されているのかという話に移らせていただきます。町長は常に国保病院は町内唯一の医療機関だということで、我々町民も病院を信頼して我々の命、健康を預けているのです。どんな家庭でも、どんな裕福な家庭でも幸せな家庭でも、家族の中に一人でも病人が出るとその家庭というのは不幸になっていくのです。ですから、町立病院が担う責任というのはかなり重いのだと思うのです。私も両親ががんで2人とも亡くなっていますけれども、そのときのショックというのはたまりませんでした。まず、仮に町長の家庭で奥さんなり子供なり両親なり、そういう身内の中でがんなんかになったときに、今は2人に1人はがんになるとテレビで言っていますけれども、そういうときに町長は、もしですからわからぬと思いますけれども、もしそういうことがあったときにどういう気持ちになりますか。

加納議長

町長。

小林町長

私も同じでありますから、何よりも健康だというのが、お金だとかいろんなこと、名誉だとかというのもあるのですけれども、何よりもやっぱり健康だということが改めて重要だと思うところでありますし、家族ががんになったときにどうだというのは推してはかるべきだと思うのですけれども、皆さんと同じで、それは大変ショックなことだというふうに思うのでありますけれども、そういう面で町も検診も含めて町民の皆さんの健康を守るためにという取り組みをするのですけれども、その中で病院の役割を果たすというのは極めて大きいということですから、そういう面では私も病院スタッフともどもそういう認識をしっかり持っていくことが重要だというふうに思うのでございますけれども、そういう受けとめ方をさせていただきたいと思います。

加納議長大西議員

11番、大西議員。

実は、先月末になるのかな、私の知り合いのご主人が、子供さんもいない、家族が2人だけで住んでいる町民の方なのですが、ご主人が病院に行きました。検査をして、それでレントゲンやらCTをかけたそうです。それで、奥さんが夕方すぐ来てくださいと呼び出し食って、病院に行ったと。そうすると、CTの画像を見せて、ここにがんがありますと、今晩でも急変して、電話かけて呼ぶかもしれませんからね

という通告をしたそうです。されたそうです。その奥さんにしてみれ ば、旦那は急遽そのまま入院してしまった。子供さんもいないし、家 族も誰もいない人ですから、泡食ってうちに飛んできました。泣きな がら来ました。お父さんがこうだったのだと。今晩でも急変すると言 われたら、何カ月とかなんとかというスパンでなく何日間のあれでが んで死ぬのかなと、それは家族は悪いほう、悪いほうにとります。そ れで、血液検査をするのだということで血液検査したそうですが、血 液検査でマーカーだけではっきりがんがわかるのかわからないのか、 私は医者でないからわかりませんけれども、その結果出る1週間から 10日の間、その奥さんの心境たるやどんな思いだったか。それで、血 液検査の結果出たときに、がんでないみたいだねと言ったそうです。 それで、士幌の病院退院して帯広の病院へ行った。そうすると、そん な悪いのだから入院しなければならないだろうなと思ったら、準備し ていったけれども、治りかけていますから、あと2週間後ぐらいにま たもう一回来てくれればいいですからと、それで終わったそうです。 また、聞くところによると、奥さんが検査したら胃がんだよと、それ でほかにも転移していると、だからご主人は奥さんの元気なうちに旅 行でも連れいってやろうと思って旅行して、そして帯広の病院に行っ て検査したら、全然がんでもないし、胃潰瘍だよで終わったみたいで す。ですから、なぜきちっとした検査をしないうちに、それは見間違 えることはたくさんあると思うのです。それは先生方に100%見間違 えるなとは、私ども人間のやることですから言えませんけれども、初 めから町民をおどかしてどうするのか知りませんけれども、初めの例 なんかはCTを見て、それでこれががんなのだと、もう今晩でもとい うような話がありますけれども、そんなことやったら信頼なんか持て ないですよ、士幌の病院に対して。

また、こんなこともありました。私らの同僚議員でしたが、先月亡くなった。名前言わなくても皆さんわかっていると思いますけれども、昨年の暮れ、12月の末に帯広の病院を退院してくださいと、そして士幌の病院に行ってくださいという話があったそうです。それで、士幌の病院に受けていただきたいという話で来たら、いやいや、受けられないと、年末年始には先生方もいないから、受けられない。そういうことで、間に入った家族は、帯広の病院は出てくれと言われる、士幌は受けてくれない、どこ行ったらいいのでしょうねとえらい困っていました。そこで、私もいろいろ今回質問するのに条例もいっぱい調べてみました。そうしたら、管理運営規則の中に入院を断り、または退院を命ずる場合という条例があるのです。条例集皆さんありますから、1,645ページ見ていただきたいのですが、第5条に、院長は、次の各号に該当する人は入院を断り、または退院を命ずることができるということで4つほどあるのです。入院の定数に達している、これはベッ

ドが満床だからということで断ると、それは当然だと思うのです。それから、使用料を著しく滞納したと、これは入院患者の退院だと思うのですが、もう一つの規則に反して職員の指示に従わない、これも退院のほうですからいいですけれども、その他患者の入院または在院を不適当と認めたときというような4項目しかないのです、入院を断る、または退院を促す規則の中には。だから、その患者が不適当だったのかというと、1月7日には入院を認められたのです。だから、何をもって入院を断ったのか、それは年末年始になると先生方も休みたいからいないのだと思うのです。それはどこの病院も同じだから、帯広の病院もぜひ地元の病院に戻ってください。その家庭にすれば、3億何ぼも赤字出しておいて、一人の町民ぐらいが困っているのになぜ受け入れてくれないのだと、それが町立病院だろうという話をされました。何を対象に規則で決まっていることをもって受け入れなかったのか。町長に聞いてもわからぬから、誰かに聞いてください。

加納議長 小林町長

町長。

個別のことは私も直接聞いているわけではないですから、一般論としてのお話をさせていただきたいと思いますけれども、1つは、今の医療全般でいけば、お医者さんによってはがんだということを言う場合と言わない場合ということがあるのでありますけれども、いずれにしても対応としてはそういう患者にも気を使った対応が必要だということで、それは病院の中で十分検討していかなければならないのではないかなというふうに思っているところでありますし、それとうちで診て、検査ががんのような場合うちで検査できるものもありますが、できないものはそういう疑いがある場合は早く帯広に回して専門医に診せるということも、うちの病院としては大事なことだなということであります。

それから、2点目でありますけれども、入退院は基本的には、条例もあるのでありますが、基本的には医師の判断ですから、医師が入院させることが必要かどうかということの判断をするのでありますけれども、ただ自治体病院の場合若干社会的入院ということで、家庭で見られないから見てあげるということも、それはあり得るわけでありますけれども、病院として職員もそういう認識をしているのでありますけれども、ただ言えることは、家族に対してきちんと説明責任を果たすというのかな、どうして入院できないかということを理解できるように説明することが重要でありますから、そういう対応をするように今後指導させていただきたいと思いますけれども、個別のことは私も聞いていませんので、一般論としてお話をさせていただきました。

加納議長大西議員

11番、大西議員。

それは、間違いなく町長は一般論しか言えないですし、私らも。そ の家族にしてみれば、行って話ししたときも来る途中でハイヤーの中

で亡くなるかもしれないとか、聞いていると来たらだめみたいなよう に家族は思ったという話です。それは、院長が対応したのですが、院 長はそういうつもりで言ったのでないとしても、家族がそういうふう にとられるような説明は悪いのだろうなと思います。また、その続き に、転院するときにこの先生にお願いしたいと紹介状を書いてもらっ てきました。しかし、その先生でなく、違う先生が担当になったそう です。それで、先月亡くなったわけですが、そのときにもちょっと苦 しんでいるからと家族が昼に呼ばれて、こういう状態になっているか ら最大でも1カ月しかだめだろうと、こんな状態だから、きょう、あ したでも急変するかもしれませんよということで、家族は1カ月ぐら いは何とかなるのかなと思いつつ帰ったそうです。そうしたら、夜の 当直の先生が余り苦しんでいるのでCTやらいろんな資料を見てみる と、この病気だともう長くはない。泡食って家族を呼んだそうです。 それで、家族に説明したのは、今晩が山ですと、何ぼ何でもあしたい けばいいほうで、この症状が出たら3日目は絶対ありませんと言われ たそうです。それで、3人部屋から1人部屋に移って、家族は最期を みとることができたと。それは、家族にしてみれば、8カ月ぐらい入 院していましたかね、それで最後の最後につけたということ、看病で きたということはよかったという安心、それについては喜んでいまし た。それは、偶然当直の先生が初めにこの先生に入院患者で入ったと きに診てほしいと言った紹介状の先生でしたから、よかったなと私は 思っていますけれども、そういう例もあります。だから、そういうこ とが信頼関係にだんだんなってくるのだと思うのです、病院に対して。 今言うような検査やって、あなた、もう今晩でも危ないよみたいな話 しされたりなんかしたとか。

だから、器械もうちの病院にはエコーでも北海道に何台もない、大病院にしかないようなエコー、聞いたところによると定価 1 億5,000万円もするそうです。買ったのは3,000何百万円ですけれども、そんな高いエコーを使いこなしていないのでないのか。仮に今の先生方が個人病院をもしやっていたとしたら、そんな高いエコーを買うのか、町の税金だからいいやつ買え、買え、そのほうがいろんなことわかるぞみたいな話なのだと思うのです。仮にCTだって、今度古くなったから新しいやつ買おうなんていう話になってくると、どうしても医師から言われると理事者も先生にいてほしいから買ってあげるような話に、今までずっとそういうふうな傾向だったと思うのです。それも改善していかないと私はだめなのだと思うのですよ、経営していくのに。町民に信頼されるためには町民との接点をどう持っていくか、町長

町民に信頼されるためには町民との接点をどう持っていくか、町長もここに、時間ありませんから飛ばして言っていきますけれども、町民との接点をどうつくっていくかということを強化することに努力したいというような答弁ありましたけれども、私たちは中士幌病院応援

団というのを7年前につくりました。これはなぜつくったかというと、 今年勇退しますけれども、その先生が来たときに議会に来て、議会で 先生方が1年か2年でやめていくということは町民が一番心配なのだ と、長く先生がいてくれて自分の体をずっと診てくれることが安心に つながるということで、先生方はどうして入れかわり立ちかわり早い 時期にいなくなるのだという質問したときに、安達院長はこう説明し ました。医者といえども人間だから、地域との接点を持てないとなか なかここに愛着を持って長くいれないのだというような発言をいただ きまして、あの当時安達院長が中士幌に住んでいましたから、私らも 月1 遍ずつ飲み会やったり、いろんな話会をやっていますので、そこ へ安達先生も入ってもらって、いろいろやってきました。その中で安 達院長が我々と接点を持つことによって、我々も先生知っている、看 護師も知っているから病院に行きやすくなった。そんなことをほかの 町民にもしてほしいなと思いつつ、病院応援団をあのときにつくりま した。そうすると、全国で初めてですから、全国からいろんな注目が あって、そんなことがあって今芽室町でも病院応援団ができています し、根室でも病院応援団ができて、あちこちでそういう運動が出てき て病院との一体感をとってきているのです。それで、病院応援団つく って、いろんな形で、中士幌の人は特にここにも書いてあるように音 更の病院に行く傾向が多いので、士幌の病院に来るようにいろいろな 運動をしてきました。それは、私は多分うちらの応援団のメンバーは 病院のために頑張っているのだと自負していたのだと思います。

それで、院長は、いつもこういうお世話になっているので、病院と しても地域に少し恩返しがしたいということで、無料診断を中士幌で やるよということで、無料診断をやってくれるようになりました。そ こで、病気があったら院長が診て、あなたは病院へ来なさいと。いろ んな相談事あるとみんな士幌の病院へ来て診察受けてくださいという ことで、患者の増にもつながっていたし、看護師もあのころ8人か9 人の方が、日曜日ですから、休みの時間を利用して町民と接する機会 をつくってきました。そんなことで、住民と看護師、医師との接点が できて密になったことで病院の受診率が上がったのだと私は思ってい ます。それを今年また2月に無料診断をやろうということになったと きに、病院側から看護師長に対して、5人以上の看護師は連れていっ たらだめだと、休み中に看護師がどういう行動をとろうとしても関係 ないと思うのですけれども、それをとめたと。間に入った総師長が板 挟みになったのです。そして、病院の器具も貸さないぞとかいろんな ことを言われて、医師も看護師も間に挟まってつらい思いしていると。 だったら、私らの応援団やっている意味がないのでないかということ で、応援団を私はもう解散しました。士幌は士幌で、ここにも士幌応 援団つくるときの発会式のときには4、5人の議員が、今ここにいる

議員も入っていたと思うのです。議長も入っていましたよね。それでつくって、士幌は今の院長が担当する。中士幌はもともと安達先生だから、安達先生に担当してもらうということですみ分けしたのですけれども、どういうことになったのか、中士幌はやめていたのですけれども。

そういうきちっとした目的があってやっていることに、病院のプラスになると思うのです。我々やった病院応援団がマイナスだったのなら、私はそれは納得します。ですけれども、町長は常々中士幌と士幌に病院応援団があって、いろんな形で病院の応援してもらっているということは行政報告だとかなんかでたまたま見ることがありますけれども、マイナスになったのですか、町長。院長は、看護師が5人以上行くのなら器械貸さないぞとか、器具貸さないぞとかというようなことの話なのですか。町長、どう思いますか。

加納議長小林町長

町長。

それでは、今までのお話についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、患者の受け入れ等については、それは病院としての医局なりなんなりの決定でルールでやるわけですから、それは病院の方向でやるのでありますけれども、ただ町立病院、町民のための病院だということからすると、一般的には民間ではなかなか、帯広の病院ではやってくれないけれども、士幌の病院ではこういうふうにやってくれるということがあってもいいのかなというふうに思うところでありますけれども、そういう面ではより地域に密着する町民のための病院ということを病院全体として模索をしていくという、私はそういう指導をさせていただきたいと思います。

それから、機器の購入なのでありますけれども、毎年の予算編成で病院からも機器を購入するということについての要望が出てくるわけなのですけれども、町としても私どものうちの病院として必要なのかどうか、うちで買うよりは帯広に検査の委託出したほうが安いというのもあるわけですから、そういう判断でやるのでありますけれども、基本的には病院、今医局4人がいるのですけれども、4人の中で必要だということが全体的に合意できているかどうかということの判断をしながら今後対応していきたいと思います。

それから、地域の住民との接点ですけれども、中士幌で何年かこういう応援団つくっていただいて、先生方や職員も出て、そういう面では接点ができたということでありますし、ご案内のとおり今全道的にも評価をされるということで、士幌に次いで芽室だとかということでできるということで、非常にお取り組みをいただいて、残念ながら今回解散をするということになったわけでありますけれども、これにかかわって何回か私もお話を伺っていたのでありますけれども、院長に

申し上げたのは、1つは病院の院長として、例えば人も行く、あるい は職員も行く、あるいは病院の器械も持っていくとすれば、院長とし て内容を掌握していくということが必要だろうということが1点と、 もう一点は、今年ボランティアで認めるのであれば、5人ならいいけ れども、8人ならだめだということにならないのでないかという、そ ういうお話をして、それからもう一つは、できれば中士幌も含めて病 院全体としてかかわることが望ましいのだから、今年はそういうこと でボランティアでやることにして、来年以降病院として全体的にかか わる検討を病院内部でどうだということで、できれば院長にも直接中 士幌の代表の皆さんと、それは誤解もあるかもしれないから、話した らどうかということでしていたのですけれども、それはならなかった のですけれども、2月の16日に実施するというふうにお聞きしたので すけれども、解散をしたということでありますけれども、今後とも、 中士幌は残念ながらそういうふうになったのでありますけれども、よ り病院が、今それぞれ病院も出前講座等も取り組んでいただいている のですけれども、より医師あるいは病院職員が町民と接点を持つとい うことについては、ぜひいろんな形で拡大するように取り組んでいき たいと思います。

加納議長大西議員

大西議員。

もう残り5分みたいなので、それについては町長もよく把握しても らっていると思うので、今後我々も、士幌の応援団まだ残っています から、士幌の応援団を使いながら、私らもまた違う角度で病院を側面 から応援したいなという気持ちはやぶさかでありませんので、やって いきたいと思います。

それとあわせて、1点だけ、最後のあれですが、この間こんな事例 がありました。頭を切って、お父さんが血が出たと、それで士幌の病 院に電話したら、ガードマンが受けてどうのこうのと、そこまで中は はっきりは聞いていませんけれども、そういう事件が起きたとき病院 側の言い分と家族の意見が全然食い違っているのです。だから、ここ にも書いてありますから、守衛から含めて院長まできちっとした連携 とれるようにということはぜひしていただきたいと思いますし、それ から今までセンター長は部長職でいたのですが、今は課長職というこ とで、町長の発言ではこの次は部長職としてきちっと福祉村を管理し てもらうということでありますから、前のセンター長につきましては きちっと院長と同格ぐらいの権限を持たせていたと思うのです、助役 待遇ぐらいの、そのぐらいの権限持たせないとなかなか医師に対して の助言もできませんので、そのぐらいの権限を持たせて病院をきちっ と、町側から、町長もしょっちゅうしょっちゅう行って、副町長も行 ってやるということはできませんから、その権限をセンター長に与え てやってもらうというのはどうかなと思っているのです。そのぐらい

していかないと、医師の考え方だけが先に走ってしまって、なかなか 住民の意見がそこに到達していかない。理事者に対しては町民、多分 いろんなことは町長の耳に入っているのだと思うのです、僕ら一議員 と違って、そういうことはきちっと聞きながら、センター長を通して 改善していくようなシステムをつくっていかないとだめだと思うので すが、最後にそのことについてだけお聞きします。

加納議長小林町長

町長。

まず、1点目ですけれども、頭を切って、ガードマンに断られたという話ですが、私もちょっと耳にはしているのですけれども、それで確認をして、ちょっと行き違いがあったというふうに聞いているのですけれども、いずれにしてもガードマン段階で断ったりなんなりするというのは、それはだめな話ですから、少なくとも看護師につなぐということで、今ガードマンについては民間に委託しているので、民間委託会社にも徹底をしていきたいと思いますし、病院の中でもそういうことがないように徹底をしていきたいと思います。

それから、来年度以降の人事体制でありますけれども、センター長でありますけれども、今お話がありましたように岡田センター長時代に部長職として配置をしていたのでありますけれども、4月からセンター長を部長職にして、病院、特老、それから保健福祉課、それから病院含めた福祉村一体の管理体制の連携を深めるためにということで部長にして、あわせてセンター長の専決権もはっきりしていきたいというふうに思っております。あわせて、事務長については、先ほど申し上げましたとおり民間で26年間くらい、竹内先生に紹介いただいたわけでありますけれども、病院の事務長についても民間の経験者を配置するという、そういう体制にしながら病院の医療向上とあわせて経営改善を図っていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

加納議長大西議員

大西議員。

言い忘れました。町民から、3月号の広報しほろで病院だよりが出ていましたよね、町長も読んだ思うのです。今置かれている病院、どういうことが置かれているか、こんなマスコミ批判やら小沢一郎の陸山会事件の小沢を褒めているような、こんなことを書いている余裕が今あるのかと、院長として。これは、町民がみんな、今どきこんなのという話が私らのところに来ていますし、ちょっとあれしてほしいのだと思います。

それから、町長、これどう理解したらいいのかわかりませんけれども、士幌国保病院の庶務規程の中に、第26条に院長の転任、退職及び休職届の届け出、院長は転任、だから職がかわるということですね、院長から降格になるのか何なのかわかりませんけれども、命じられたときには速やかに事務の引き継ぎを行わなければならないというのが

26条にあるのです。ですから、組織というのはトップを頂点として一つの組織ができているとすれば、いろんなことがあったときにトップがだめだったらかえていくようなことも考えていってくれないと。いつまでも何ぼ言っても聞かない。それでもやらせておくということにならぬと思うのです。だから、あとは一般職だと降格人事もありますから、これでいくとそれはできるのかなと、26条で、規程ですから余り強くありませんけれども、あるので、その辺も今後考えていただきたいなと思います。

終わります。どうもありがとうございました。

加納議長

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

続いて、質問順位2番、清水秀雄議員、町長の政治姿勢について町 長に質問を行います。

清水議員

私は、町長の政治姿勢について伺います。

さきの総選挙で自民党と公明党が3分の2を超える議席を獲得し、 憲法9条改定を公言していることは極めて重大であります。まず、集団的自衛権行使に向けた解釈改憲と憲法96条が定めた発議要件の緩和 を行い、憲法9条改定によって国防軍を書き込む。その狙いは、米国 と共同して海外で戦争する国に日本をつくりかえることに置かれてい ます。このことをどのように認識されるか。

第2に、TPP参加阻止、食料主権、経済主権について伺います。 2月23日、安倍首相はアメリカのオバマ大統領との首脳会談でTPP 交渉の参加に大きく踏み出す意向を表明しました。TPPは、農業や 医療、食の安全、地域経済と住民生活に深刻な打撃となるものであり ます。TPPへの参加は断じて許してはならず、頑張ったが、だめだ ったで済まされることではなく、断固阻止する以外ないと考えていま す。自民党は、選挙公約で例外なき関税撤廃なら参加しないことだけ でなく、国民皆保険や食の安全、安心基準を守ることなど6項目を掲 げています。その選挙公約をほごにした安倍首相の意向表明でありま す。TPPが自由貿易、投資の自由化の名で押しつける市場原理主義、 規制緩和至上主義は、世界でも失敗し、破綻済みの時代逆行の道だと 言われています。各国の経済主権を尊重した民主的で秩序ある投資と 貿易のルールづくり、自国の食料はその国で定めるという食料主権の 尊重こそが国際的な流れであります。TPP合理化論は、成り立つも のではありません。この亡国の企てを断念させるまで反対世論を大き く広げる大規模な行動が必要と考えますが、町長の所見を伺うもので あります。

加納議長

町長、答弁をお願いいたします。登壇願います。

小林町長

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目は、解釈改憲及び憲法96条の発議要件の緩和並びに憲法9条

を改定し、海外で戦争をする国に日本をつくりかえることへの認識と の質問でありますが、憲法改正に伴う平和への認識につきましては、 過去にも何度か清水議員から質問をいただき、お答えをさせていただ いているところですけれども、士幌町長としてお答えができる範囲に ついてお答えをさせていただきます。日本国憲法については、ご案内 のとおり国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を3大原則とするす ぐれた憲法であるというふうに私も認識をしているところであり、世 界的にも標準となっている通常の法律より改正が難しい硬性法である ことから、安易に憲法を改正することは好ましいことではないと思う ところであります。また、日本の過去の悲惨な戦争体験からも、いか なることがあっても戦争否定の精神は尊重されるべきものと存ずると ころであります。しかし、近年、1つ目としては産業発達などで環境 権だとかプライバシー権などの新たな基本的人権の追加が必要でない かという話と、それから2点目としては民意をより国政に反映するた めの首相公選制の導入であるとか、3点目としては衆参両院制の見直 しなどのそういう世論があるところでありますけれども、そういう世 論とあわせて、現在緊迫化する昨今の国際情勢からも国の平和維持と、 それから国民の生命、財産を守るためにいかなる方向がよいのかは、 十分その議論はする必要があるのだというふうに考えているところで あります。

2点目は、TPPの関係でありますけれども、行政報告でも申し上 げたとおりでありますけれども、安倍首相は2月22日のオバマ大統領 との首脳会談で聖域なき関税撤廃が前提でないことが確認できたとし て、交渉参加表明に向けた動きを加速しているところであります。自 民党の政権公約では、清水議員ただいま申されたとおり聖域なき関税 撤廃を前提にする限りTPP交渉参加には反対するとしており、TP Pに関して守るべき国益として6点挙げているわけで、1つは農林水 産品の関税にかかわる問題、2つ目としては自動車等の安全基準、環 境基準、数値目標等についてであります。3点目は、国民皆保険、公 的薬価制度についてであります。それから、4番目は、食の安全、安 心の基準ということであります。それから、5点目としてはISD条 項にかかわる問題、それから6番としては政府調達、金融サービスの 6項目が記載されているところであります。それから、首脳会談後の 首脳会議の共同声明では、最終的には交渉の中で決まっていくとされ ており、何ら例外が担保されているものではないところでありますし、 さらには農業分野を含む24分野で協議がされるものでありますが、情 報公開だとか、あるいは国民的議論がないまま交渉参加への動きが加 速されているということは、私としてまことに遺憾であります。

これを受けて、十勝においては3月1日に十勝町村会を初め関係団 体代表者会議が開かれ、TPP問題を考える十勝管内関係団体連絡会 議を設置をしまして、TPP協定交渉参加に関する緊急アピールを行うとともに、3月10日には、それぞれ報道もされているところでありますけれども、町内からも多数の皆さんが参加いただいたところでありますけれども、参加者4,300人による大集会が開催されているところであります。これまでもそれぞれ申し上げたとおりでありますけれども、国民に対して十分な情報開示が行われず、さらには国民的な議論が不十分なままなし崩し的に交渉参加することについては断固反対でありまして、本町あるいは十勝の基幹産業である農業を初めとする地域産業を守ることとあわせて、食糧安保の視点を持ちながら取り組みを展開してまいりたいと存じます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。 ここで昼食休憩にしたいと思います。

加納議長

午前11時54分 休憩 午後 1時00分 再開

加納議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問があれば許します。清水議員。

清水議員

町長からお答えをいただきました。町長は、日本の憲法が通常の法 律より改正が難しい硬性法、いわゆる硬性憲法という意味だと思いま すが、硬性憲法であることから、安易に改変することは好ましいこと ではないというふうに述べているわけですが、さらに戦争否定の精神 は尊重されるべきものと存じますというふうに述べました。96条の改 定そのものはどういうこととなるか。これは、憲法というのは権力を 縛る法律、権力者が勝手に自分の都合のいいようにできないように縛 っているのだ。この96条の改定は、そのことを自分たちの時の政権の 都合のいいように改定ができるというようにしようという狙いを持っ て3分の2という条項、憲法96条ではこう言っているのです。各議院 の総議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案し て、その承認を得なければならない、こういう規定なのです。これを 2分の1にしようというのが狙いです。2分の1にするということに なると何が起こるか、今の日本の憲法、平和と自由と民主主義、基本 的人権を壊すことができないように国民主権の立場に立って権力を縛 るというのがこの憲法なのです。それを2分の1にしてしまうと、時 の政治権力が自分たちに都合のよいように法律を、憲法を改変できる ようにしてしまう。これが本当の狙いなのです。そして、憲法9条を 改正するというところに、今自民党の改憲素案がそのように進んでい っているというふうに私は見ているのですが、町長はその辺をどのよ うに認識をされておりますか。

加納議長

町長。

小林町長

今清水議員のおっしゃったとおり、96条では3分の2条項と、それから国民投票で2分の1になるということと天皇の公布で完結するということでありますから、そういう面では極めて改正が難しいという、恒久的な憲法として位置づけするとそういう趣旨になるのだろうというふうに思うところでありますけれども、これは3分の2か2分の1かということはこれからいろんな議論がされるのだと思いますけれども、答弁でも申し上げましたように、憲法が今の状況の中で、できてから68年たつわけですから、そういう中で今のいろんな国際的な問題あるいは国内の状況含めてどうなのかということは、議論するということはタブー視するべきではなくて、そこはしっかり議論をして、あと改正するかどうかというのは、それは憲法に基づいてやるわけですけれども、そこら辺の議論はタブー視しないでやるべきだなというふうに私は思っているところでございます。

加納議長清水議員

8番、清水議員。

私がお尋ねしたのは、憲法96条の改定の狙いは憲法9条にあるのだということを認識されますかと、96条の改定は憲法9条改正に向けての狙いを持っているのだよということ、私はそのように、今一般的にもそう言われているのです。なぜそういう方向に向かっていくのかということについてはいろいろありますけれども、町長はそういう認識に立っていますか。いや、そうではないと、今町長が言われるように、今の憲法は制定されてから68年たつと、だからそういう意味でさまざま今の国民生活の情勢に合わない部分もあるからという意味でおっしゃったと思いますけれども、そういうこともいろいろあるから、ここで町長がいろいろ言われているのだと思うのです。だけれども、そこのところ、憲法9条改正に、狙いがそこにあるのだということの意味がわかりますかということ聞いたのです。町長はそういうふうに理解されませんか、再度伺います。

加納議長小林町長

町長。

いろんな意見があるのだと思いますけれども、憲法9条を改正をするために96条の改正が必要だという議論もありますし、いろんな議論があります。そのために、さっき言ったようないろんなことを全体的に見直すために96条をもう少し緩めるのだということがあるのでありますけれども、私も憲法の恒久性とか、そういうことからいくと安易に96条を変えることも、しっかりそこは議論するというのかな、安易に変えるべきではないというふうに思いますけれども、そういう面ではいろんな議論があってもいいのでないかなというふうに私は思います。

加納議長

清水議員。

清水議員

私そこへ座ると聞こえないのです。ちょっと聞こえ悪いですから、 立ったまま質問を聞きますから、お許しいただきたいと思います。 繰り返し伺います。私が先ほど町長に伺いましたように、権力者が、 時の政治権力が自分たちの都合のよいように憲法を改変できないよう にするための96条なのだということは理解しますか、その点どうです か。

加納議長 小林町長

町長。

そのとおりだと思うのです。時の権力者というのかな、政権を担っている者が安易に変えることができないという、そういう趣旨で3分の2条項というのはあるのだと思いますけれども、ただそれをどうするかということは議論すべきであって、必ずしもそれをどうしてもこうしなければならないということでなくて、いろんな議論の中でそうしたらどうするかということを議論は活発にされるべきだというふうに、そういうふうに思うところであります。

加納議長清水議員

清水議員。

町長、これは議論されるべきとかなんとかということではないので す。繰り返すのですが、これは本当に大切な部分なのです。時の政治 権力が、繰り返しますよ、平和、自由、民主主義、基本的人権を壊す ことができないように国民主権の立場に立って権力を縛るということ が憲法の本質なのです。96条を改定するということは、その本質を壊 すことなのだと。そこが本当に重要なことなのです。ですから、私は 絶対にこれは許されない。96条を改定する要件を2分の1に緩和して しまったら、これも繰り返しになりますけれども、時の政治権力が、 今まさにそうでしょう、憲法改正賛成する自民党、公明党だけで3分 の2超えているのです。さらに、国会の中ではそれを後押しする政治 勢力もあります。そういう中で、やろうとしたら実際にやれるかもし れない。そして、その真の狙いが憲法9条にあるのだということも、 これは安倍総理が発言していることなのです。これは、既に自民党の 改憲素案というのが出されているのですが、その中にも出てくるので す。その狙いというのは、憲法9条を変えて、自衛隊を国防軍という 形にして、それでアメリカ軍と一緒に世界中どこにでも出かけること ができるようにするというのが本当の狙いなのだということなので す。私は、これは絶対に許せない。だから、96条の改定は絶対に許せ ないと、そのように思うのですが、そこのところを再度聞きます。本 当にこれ重要な問題ですから、伺います。

加納議長 小林町長

町長。

これは立場によって随分違うのだろうと、それは憲法改正したほうがいいという方はそれはやっぱり3分の2というのはきつ過ぎるだろうという論議になるし、清水さんのように憲法を絶対変えてはだめだということになれば3分の2は守るべきだという話になるのでありますけれども、だから96条の議論の前に憲法がどうだという、そういう議論をされるべきであって、その上で3分の2がどうだとか、それは

国会の中でもされるのでありましょうから、それはそういう過程を進んでいくようになりますけれども、憲法そのものがどうかという議論はやっぱりされるべきだというふうに思います。

加納議長清水議員

清水議員。

なかなか町長には私の言っていることが理解してもらえないのかな というふうに思うのですが、憲法9条を変えてしまったら一体何が起 こるかということを町長は考えたことがありますか。私は、時間も気 にしながらやらなければならぬというのは非常につらいのですが、今 の憲法9条というのは日本が二度と再び侵略国にならないで世界平和 の先駆になるという国際公約なのです。それはわかりますか。ここに は、広島、長崎を体験した日本の国民の核戦争という地獄は世界のど こでも二度と繰り返してはならないと、そういう思いがあるのです。 世界とアジア、日本の平和の思いが凝縮されている。結晶した宝が憲 法 9 条なのだということなのです。それは理解していただきたいと思 います。だから、この世界に誇る宝を守り抜き、生かした自主自立の 平和外交を行ってこそ、国連軍なんて、そこに入っていかなくたって いいのです。平和外交で日本は貢献していくと、それで日本がアジア と世界の平和に貢献して本当の信頼を得ることができるのだというふ うに思うのです。だから、私は憲法改正という、96条を改正して、そ して憲法9条を改正しようと、これは絶対に許せない。今言った理由 です。絶対許すことができないのだと、そのことは理解していただけ ますか。

加納議長小林町長

町長。

そういう面では、9条があって、日本の憲法は平和を希求するというか、平和主義ということでは私はすぐれた憲法だというふうに思うところでありますけれども、あと今9条を含めて憲法の中身というのかな、内容でいけば68年も経過した中で憲法がどうなのかという議論はされるべきだということと、それとまた96条、先ほどからいろいろ話が、これは改正の手続でありますから、3分の2がいいのか、2分の1がいいのかということは、それは内容を変える、変えないの話と別に手続として3分の2がいいのか2分の1がいいのかというのは、それはしっかり議論をして決められるべきだということですけれども、より硬性法というのかな、安易に変えれないということでは、そういう縛りも憲法である以上必要だと思いますけれども、ただ手続としてはいろんな議論があっていいのでないかなと思いますけれども。

加納議長清水議員

清水議員。

次に移らせていただきます。それでは、2点目のTPPの問題について、質問をかえます。

ご承知のように、TPP問題、安倍総理が非常に前のめりの姿勢で 今週中にも参加を表明するのではないかというような緊迫した情勢に なっています。私は、このTPP問題を取り上げるのは実に3度目で す。それほどまでに私はこだわっています。絶対に許せない。町長も これは断固として許さないというふうにおっしゃっています。それで は、今後どのような行動をとっていくのかということについて、まず 私がお聞きしたいのはそこだと、先に結論を申し上げます。10日から 始まりました十勝での4,300人の集会、これは全国的にも最大級の集 会です。それは、十勝挙げての反対という意思表示をしたということ で、非常に大きな意味を持っていると思います。11日、昨日ですが、 東日本大震災の復興を最優先にして、TPP交渉への参加表明はやめ ろ、こういう形で緊急集会が開かれました。ここには1,400人、全道 各地からはせ参じました。私もこれに参加しました。その後1時間程 度のデモ行進も行いました。さらに、きょうは東京の日比谷野外音楽 堂で4,000人の反対集会が行われているはずであります。これは、国 益を守れないTPP交渉参加断固反対緊急全国集会ということを掲げ て実際に行われています。こういう状況を今つくり上げてきているの ですが、しかし世論調査ではさまざまです。まだ賛成派のほうが多い という世論調査もあります。

そういう中で、私はこれは簡単に決着がつく問題ではないと思って います。したがって、非常に息の長い、そういう運動を続けなければ ならないだろうというふうに思っています。昨日の集会の中でも国会 議員から報告がありました。今これからどのような方向に進んでいく のか、安倍総理は参加表明をするかもしれない。しかし、それで終わ りではない。その後アメリカの議会の中で日本の参加を承認するかど うか、その結論を得るにはアメリカの議会で90日間は必要だというふ うに言われています。その後なのです。その後さらには、国際条約で すから、日本の国会で批准という国会承認が必要になってきます。私 たちが抵抗できるのは、まずは反対世論を立ち上げていく、そして国 会批准の中で批准を可決させない、こういう世論の構築が必要だとい うふうに思っています。したがって、これからの息長い戦い、どのよ うにして持続していくかということが今問われていると思います。町 長は、今町村会の立場でさまざまなそういう行動でも先駆的に行動で きる立場にいます。そういう中で本町の今後の行動についてどのよう に考えられているか、そのことについて伺いたいと思います。

加納議長小林町長

町長。

TPP問題、十勝でも連絡会議ができて、農業だけではなくて経済、 行政、消費者団体も含めて8団体で構成されたわけでありますけれど も、その中での今のお話とのかかわりでございます。単に反対という 中だけでなくて、1つは、農業だけで24分野あるわけですから、そう いうことの中身についてはほとんど国民に情報公開がされないまま、 さらには国民的な議論がされないままやるということについて、極め

てそれは問題だということでありますから、そういう立場であります し、それから農業についていえば、農業改革の中で攻めの農業という ふうに政府の競争力会議の中では集中審議の中では随分そういう話も 出ていますけれども、農業は必ずしも国際貿易の中で勝つか負けるか ということではなくて、いかに日本の食料を安定的に安全なものを確 保するかという、基本的には食料自給率をどう守っていくのかという、 そういうことでありますし、もう一つは、国益ということでいけば、 全体的にはアメリカの国益と言っても言い過ぎではないほど、そうい う一方的な協定だということでありますから、それぞれ集会でも出さ れたとおり反対だということでありますけれども、ご案内のとおり安 倍総理が表明を来週にでもするのではないかという話が流れているの でありますけれども、ただそれですべて終わりではないわけですから、 農業だけでいけばいかに十勝の重要品目の関税が守られるかというこ ともありますし、それから将来的に全体的に日本の国会での批准まで あるわけですから、そういう面では十勝の中でもこの8団体をベース にしながら一致して十勝挙げて取り組んでいくように、私ども庁内は もちろん、町挙げての取り組みにしていきたいというふうに思います し、十勝でも全ての団体が結集できて取り組んで地域の産業、経済を 守るという、そういう視点で取り組みをしていきたいと思います。

加納議長清水議員

清水議員。

ただいま町長からお答えいただいたのですが、TPPについての認 識については町長も私も共通の認識に立っていると思っています。繰 り返しになりますけれども、そういう点で今後の反対世論をどのよう に持続していくのか、農村地域は、北海道も含めてなのですが、やは り反対が多いという世論調査が出てきます。しかし、都市地域になり ますとそうはいかないのです。その最大の要因は何かというと、今町 長がおっしゃっているようにTPPの内容というのが知らされていな いということなのです。農業者中心、北海道十勝の場合はそれに関連 する産業が大半ですから、そういう点では基幹産業の農業が崩壊して しまったらそれに関連する産業も崩壊してしまう。したがって、膨大 な失業者を生み出すということも、それは認識されるところになって きました。だけれども、多くの消費者はそこまでは理解していないの です。ですから、そういうところにまで踏み込んでどのようにして理 解を求めるか。おっしゃっているように、今そういうことがさまざま 報道されないです。それは、1つはそれがTPPの内容でもあるので す。国際交渉、このTPPについては内容は4年間公表しないと言っ ているわけですから、それが前提になっているのです。だから、公表 されないのが当たり前というふうに私たちは考えなければならないの です。いろんなところで外交文書が漏れてきたりということでさまざ ま報道されますが、そこで推測する以外にないというような状況に置 かれているのです。

しかしながら、私たちは何としてもこれを阻止する、どんなことがあっても阻止するのだという構えでいけば、そこのところで、繰り返しになりますけれども、反対世論をどうやって持続していくのかということになると、私はここで1つ提案したいと思うのです。きのうの集会でも10日の集会でもそうでした。それぞれTPP反対ののぼりを持って参加している団体多いのです。全戸にTPP参加反対ののぼりを立ててもらおうではないか。自治体としてはそういう取り組みをしている自治体もあるのです。私は、そのことが必要だと思います。仮に全国津々浦々にそういうことができたとしたら、安倍総理はそれに逆らうことができないと思います。そういうことを提案したいと思いますが、いかがですか。

加納議長小林町長

町長。

世論がどうかということでありますけれども、何日か前の新聞では 7割近くが賛成だというちょっと信じられないようなアンケート調査 の結果も出されるのでありますけれども、今のようにTPPに乗らな ければ世界から取り残されるという、そういう宣伝のもとではそうい う結果というふうになっていくのだろうけれども、そういう面ではき ちんと情報公開をして、TPPというものがどうなのかということを きちんと知らせていくということをしながら、議論をしながら国民運 動として展開をしていくということが極めて重要なのでありますけれ ども、一方で最近の状況を見ますと、産業的にいけば農業が孤立をす る、あるいは地域的に見て北海道が孤立するというようなところも見 られますが、そういう中でなくて、運動そのものも一産業、一地域に 孤立するのでなくて国民世論として高まるような運動の仕方をしてい かなければならないと思うし、そういう発信をしていきたいと思いま すし、具体的にのぼりの話が出てきましたけれども、それについては 農業対策本部あるいは近々農対本部の審議会も開催する予定ですか ら、それは意見をしながら、十勝の中でもそういうお話はしていきた いと思います。

加納議長

清水議員。

清水議員

そういう方向で十勝の中でも議論されて、ぜひ実現させていただき たいということを申し上げて、私の質問を終わります。

加納議長

以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

質問順位3番、細井文次議員、災害時における要援護者、災害弱者の安全確保について町長に質問を行います。

細井議員

それでは、私は災害時における要援護者及び災害弱者の安全確保に ついて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

3.11東日本大震災以降、地域住民の災害時における安全確保が全国 で議論されてきました。震災後2年が経過し、本町においても防災意 識が町民一人一人の中に大きく持たれたところであります。災害時、 みずからの命はまずみずからが守ることが第一であります。しかし、 支援が必要な高齢者、障害者に対して本町はどのような対策を講ずる のか、町長の所見をお伺いいたします。

加納議長小林町長

町長、答弁願います。登壇願います。

細井議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本町では、安心安全地域づくり事業を実施しているところでありますけれども、災害時や急な病気だとか事故に備えて、地域で援護を必要とする町民の情報を登録をしながら、地域支援者に情報提供することで平時からの見守り、災害発生時に備えた地域の体制づくりを推進するものであります。この事業は3つの事業から構成されているのでありますけれども、1つは、安心安全福祉台帳への登録であります。2つ目は、独居高齢者等の安否確認の取り組みであります。それから、3点目は、緊急医療情報キットの設置の3つの事業で成り立っているところでありまして、それぞれ社会福祉協議会と連携をしながら推進をしているものであります。

まず、最初の安心安全福祉台帳への登録に関してでありますけれども、健康状態や緊急時の家族の連絡先などの項目を訪問により本人から聞き取り、町に登録しておくものであり、本人の同意が得られた場合は地域支援者へ情報提供し、地域で見守りなどの役に立てていくことを想定しているところであります。訪問については社会福祉協議会に委託をして実施しているところであり、対象者としては町内に居住し、平時から見守りの必要な方や災害発生時に自力での避難が困難な方ということで、65歳以上の独居高齢者、または75歳以上の高齢者のみの世帯であります。2つ目は、介護保険認定で在宅生活をしている要介護3から5の方。それから、3点目としては、障害者手帳の1、2級を保持している方。それから、4番目としては、療育手帳のA、B保持者。5番目としては、その他災害時に配慮が必要と認められる方であり、現在の登録者数は全町で340名であります

次に、独居高齢者の安否確認についてでありますけれども、ひとり暮らしの高齢者などが地域で安心して生活を営むことができるように、定期的な訪問による安否確認や福祉相談を行っていく事業でありますけれども、地域包括支援センターなど関係機関と連携をとりながら実施をしているところであります。対象者は、町内居住の65歳以上の独居高齢者、または65歳以上の高齢者のみの世帯で、現在は14名の方を訪問しているところであります。

それから次に、3点目は緊急医療情報キットの設置でありますけれども、緊急医療情報キットは持病や服用薬、かかりつけ医や、さらには緊急連絡先を記入する用紙とプラスチック容器をセットにして、本人が確認できる写真であるとか健康保険証の写しも同包しながら冷蔵

庫に保管するものであります。消防との連携で、玄関にキットがあることを示すシールが張ってある場合は救急隊が冷蔵庫をあけて確認することとしているところであります。対象者は、安心安全福祉台帳の登録者と同一であり、設置に係る訪問については社会福祉協議会に委託して実施しているところでありますけれども、現在までの設置については306名となっているところであります。

なお、町では社会福祉協議会を中心に見守りネットワーク事業を行っているところでありますが、この事業については地域ぐるみで見守りが必要な高齢者や障害者を支援する体制づくりを行うものであります。この事業の活動内容は、ネットワーク登録カードの作成、地域支援者の登録、福祉防災マップづくり、自主防災組織の結成でありますけれども、現在4つの町内会で実施しているところでありますし、さらに4町内会へ説明等を行っているところでありますから、普及拡大に向けて社会福祉協議会との連携のもと推進してまいりたいと存じます。

次に、避難の必要な災害が起きたときの対策でありますけれども、地域防災計画の見直しによって指定避難場所を耐震施設へ変更するとともに、災害発生時に指定避難場所での生活が困難な高齢者であるとか、あるいは障害者について町内の指定避難場所及び福祉施設を福祉避難所として選定をしたものであります。福祉避難所の選定は7カ所したわけでありますけれども、どの福祉避難所を使用するかは災害の規模であるとか発生場所などによって決めていくこととしているところであります。なお、避難者への最低限の生活支援は公平に行うのでありますけれども、災害時要援護者の特別なニーズについては個別に対応するものであり、福祉避難所を開設した場合には保健福祉課職員を担当者として配置をする予定であります。また、ことしの2月2日のように震度4以上の地震が発生した場合などは、保健福祉課職員が福祉台帳に登録している要援護者のひとり暮らしの方で優先度の高い方を中心に電話及び訪問等によって安否の確認を行っているところであります。

3.11の東日本大震災から2年を経過したところでありますけれども、改めて犠牲になられた方々に哀悼の誠をささげるとともに、一日も早い復興を祈念するものであります。あわせて、この大震災を教訓としながら安心、安全が実感できる地域づくりに取り組む決意をしながら、細井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長細井議員

再質問があれば許します。5番、細井議員。

私は、この質問をするに当たり、3.11、一昨年度の大変な大震災の中で2万人を超える方が死亡、また行方不明、その中で、これは遠いかの地のことではない、我が町にも起こり得るということで今回の質問をさせていただくのですけれども、今答弁いただいた中に高齢者で

すとか障害をお持ちの方のふだんの見回りとか、そういったこともあ りますけれども、後段のほうの災害弱者についていかなる方法で救済、 救援をしていくのかということで、本町は決して災害のない町ではな い、少ない町だと思います。それで、災害には3.11のような地震もあ ります。それから、3月2日に吹雪の中で9名の方々が亡くなったよ うな、あれもやはり災害でありますし、一昨年には音更川の堤防が決 壊のおそれがあるような、そういう水害もあります。これは、間違い なく災害だというふうに私も認識しているところですけれども、この 中で地震というのは今かなり予測はされるといいつつも、ほかの災害 から比べれば予報ですとか予測のつきにくい災害ではないかと。その ような中で500年に1度大きな地震が北海道十勝沿岸にもあって、大 きな津波があったということも研究者の中では言われておりますけれ ども、これは余りにも予測、予想としては大き過ぎるような気がしま す。地震については、本当に予測がつかない。そのような予測のつか ないようなことに対して、備えあれば憂いなし、そのようなことで対 応していかなければならないと常日ごろ、特に震災以降は思うわけで すけれども、町長、本町において災害の中で、災害に序列をつけるの はいかがなものかとは思うのですけれども、本町で一番最初に危惧し なければならない災害というのはどのようなものか、町長のお考えを お伺いしたいと思います。

加納議長 小林町長

町長。

今細井議員からいろいろあったのでありますけれども、まさにその とおりであって、災害がどんな形で来るのかということについては予 測がつかないということですから、いろんなことを想定しながら万全 を期していくということが重要であります。特に今高齢者、障害者等、 そういう災害弱者を救っていくということで取り組みをしていくので ありますけれども、1つは、質問はどんな災害が想定されるかという ことでありますけれども、もちろん地震もあるのですけれども、本町 は地震について比較的強い地域というのですか、地質の関係もあるの ですけれども、強い地域でありますけれども、2月2日の震度4の地 震においても全くというほど被害がなかったという状況でありますけ れども、そういう面では災害に強い地域なのでありますけれども、た だ最近ちょっと心配されるのが集中豪雨によって音更川なり居辺川の 水量がふえるということでありますけれども、これについては電源開 発と私ども3町と協議を結んであるのでありますけれども、集中豪雨 が起きたときの川の水量の増加についてはそれぞれいろんな対策を検 討する必要があるかなというところで認識をしているところでありま す。

加納議長細井議員

5番、細井議員。

今町長のお答えをいただきましたけれども、集中豪雨の心配をする

ということで、先ほど私も申し上げましたけれども、豪雨については ある程度予測ができるのではないかと、今天気予報、その他の予報で もかなりの確率でかなりの細かい部分まで予報、予測ができる体制が 整っているのではないかと。町長は今のお答えの中で比較的に地震に 強いというふうなお答えをされましたけれども、私はそれは間違って いるというふうに思います。たまたま士幌で直下型の地震がなかった だけのことであって、確かに地盤がこういう畑でも何でも砂利層の多 い地帯ですから、安定しているということは、それはわかりますけれ ども、決して地震に強い町ではない。25年に入りまして、1月3日に 最初に北海道で震度3を超える地震、都合きょうまでにたしか8回起 こっているはずです。そのうちに士幌町で1以上の震度を観測された のが3回あります。その中には先ほどの2月2日の震度4というのが あります。たまたまそういう直下型の地震が起こらなかっただけであ って、震度4を観測したときには更別、中札内、どこか十勝南部のほ うで内陸型の地震で大変震源の浅いところで起きたということであり ますから、本町においても上士幌、士幌、それから札内、更別方面に 至るまでの活断層があるということが報告されております。当然活断 層があるということは直下型の地震が起こり得るということですか ら、私は比較的地震に強いというのは少し改めていかなければいけな いというふうに感じております。いつ起こっても不思議ではない。直 下型が起これば大変な大きな被害をこうむる、そのように思っており ます。私も地質学者ではありませんから、活断層の存在は示されてお りますけれども、そのような中で起こり得る可能性は限りなく多いの ではないかと、そのように常日ごろ思っております。私も含めて町民 の皆さんは、士幌は地震に強いという意識がだんだ大きくなってきて いるのではないか。そんなところから、気の緩みですとか、そんなこ とも起きていくのではないか。先ほど述べましたけれども、備えあれ ば憂いなしということで、少し考えを改めていくという気持ちがなけ ればいけないと思いますが、町長はやはり士幌は地震に強い町だとい うふうにお考えでしょうか、お伺いします。

加納議長小林町長

町長。

ちょっと言い方が違った。十勝管内の中では比較的強い地域なのかなと思うわけであります。ただ、言われているように地震は比較的発生が想定されないということと、特に今までは海上を震源とする地震が多かったわけでありますけれども、今回の2月2日のように内陸を震源地とする地震があるということでありますし、さらには士幌、上士幌を含めて活断層等々も言われているわけでありますから、必ずしも地震に対しての安全策を緩めるということでは決してないわけでありまして、防災計画あるいは災害の職員の初動マニュアルの中でも当然地震の災害も想定しながら配置をしているところであります。とり

わけ震度4については、職員が出動して町内で安全点検するということにしているわけでありますけれども、いずれにしても3.11でも想定外ということが随分言われたわけでありますけれども、これからの防災対策の中では想定外を想定内とするような、そういう取り組みをしていく必要があるという認識をしているところでありますから、ご理解を賜りたいと思います。

加納議長

5番、細井議員。

細井議員

それでは、先ほど答弁いただいた中に、安心安全地域づくり事業ということで我が町も事業展開をしているのですけれども、この中で安否の確認ということで、たしかまちづくり計画の見直しで本年度から登録制度をとるということでありますけれども、現在登録者数は340人ということでお答えをいただいております。その中で、2月2日に震度4の地震がありましたけれども、そのときには、本日までになのでしょうけれども、340人のこの登録者の方は全て安否の確認ができたのか、2月2日以降およそ何日間ぐらいかかって確認がとれたのか、お知らせいただければと思います。

加納議長大森保健

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。

福祉課長

2月2日の震度4の地震のときには、この安心安全福祉台帳の中から、緊急度が高いということで緊急度をA、B、C、Dというふうに福祉台帳の登録の中から、自分で動けない方とか、そういうふうなルールづくりしております。その中でひとり暮らしで何らかの障害があって自力で動けないような方たちを中心に保健福祉課の職員で確認をさせていただいたので、340名は台帳に登録はされていますが、全員が全員一人で全く動けないということではなくて、家族が一緒にいたりということだったので、お一人の方というか、そういう方たちをピックアップさせていただいて確認をさせていただいたところでございます。

以上です。

加納議長

5番、細井議員。

細井議員

2月2日の地震については、十勝管内でも少し棚のものが崩れたり、 生命を左右する大きな被害はなかったとは思いますけれども、私が一番心配するのは、あの大震災のようなああいう大きな地震が起きたと きに、被害に遭ったときにいかに、安否の確認ということではいいの ですけれども、ああいう災害が起きたときに例えば地震であれば家屋 の中に挟まってしまったとか、身動きがとれない、そういったときに そういう方をいかに助けるのか。本町も避難所の耐震化とか、そうい うことでもう既に取り組んでおりますけれども、そういったところに 避難誘導するためにはどういうことが必要なのかということで、その 心配が一番あります。災害が起きたときにいかに命を助けるのか、そ ういった人たちを助けていくのかということであります。その中では、阪神・淡路の震災、私たち総務文教委員会でも調査に行かせていただきましたけれども、助かった方、非常におおよその人数なのですけれども、20万人の方が助かっていると。その中で80%、16万人の方はみずから逃げ出したと、挟まっていても逃げ出した。それから避難所へ向かった。15%の方、3万人の方は町内会の人だとか近所の人に助けていただいたと、そしてそういう状況の中から脱出ができた。それから、5%の方が消防だとか警察とか、そういう公的機関に助けられた。

これが震災以降よく言われる自助、共助、公助でありますけれども、 先ほども私申しましたけれども、みずからの命はみずからが守るとい うのが第一、その次に共助、隣近所の方だとか近い方がそういったと ころで助けてあげる。そのために震災以降よく言われたのが地域防災 ですとか自主防災組織の構築というふうに言われております。この数 字が示すように、事が起きたときに障害者の方、それから災害弱者と 言われる方、そういったところを誰が一体助け出すのだ。当然こうい う事件が起きたときには消防団や、それから警察、その他については なかなかそこまで手が回らないのではないか。当然火災が発生したり いろんなことが想定できます。そういう公的な機関についてはそうい う場面に対応しなければならないとなれば、やはり自主防災という形 の中で町内会ですとかそういったところがそういったときにどういう 対応をするのかということ、それが一番重要になってくるのではない でしょうか。そのように思うわけでありますけれども、本町の自主防 災組織、地域防災組織といいますか、そのような組織は既に幾つかで きているというふうに報告がありますけれども、今現在4つの町内会、 それから4つについてはそういう話し合いがなされているということ ですけれども、震災以降もう既に丸2年がたってしまっております。 そういう自主防災、地域防災の組織が急がれるのではないかというふ うに思うわけですけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。 町長。

加納議長小林町長

それでは、今細井議員がおっしゃったとおりでありますけれども、 つけ災害に対する公助としての町の対策本部なり避難所等々の設置

1つは災害に対する公助としての町の対策本部なり避難所等々の設置に対する対応なのでありますけれども、もう一つは自助なり共助ということで地域の中で取り組むというネットワークをつくったり、それぞれ安否確認を行うということが求められているわけでありますけれども、先般の新聞にもあったのですけれども、私どももこれまで見守りネットワークということで、先ほども申し上げましたように4地域でできているということでありますけれども、パーセントにすると8%ぐらいということでありますけれども、社会福祉協議会が中心になってやっているのでありますけれども、広がりがいまいちかなというところでありますから、一度社会福祉協議会とも十分協議をしながら、

何とか早く、少なくとも市街地において拡大できる方向で早急に模索 をしてまいりたいというふうに思ってございます。

加納議長細井議員

5番、細井議員。

先日新聞で発表されましたけれども、ちょっと驚きを隠せない気はするのですけれども、そのような中でも自主防災、地域防災の組織の構築ということは急がれるのではないでしょうか。先ほども申しましたけれども、地震については全く予測ができない。あす起こっても不思議ではないというふうに思っておりますので、これを機に自主防災組織の一刻も早い組織化が望まれるのではないかというふうに思います。

そのような中で新たにことし、障害者の施設、それから若葉団地が 老朽化しております。そんな中で高齢者向けの住宅を建設するという ことをお聞きしております。町長のお住まいの近くでこういう構想が 練られているわけですけれども、実は23年の11月から明くる24年の2 月にかけて総務文教常任委員会の中で防災に関して所管事務調査をさ せていただきました。その中で、当時は高徳町内会が自主防災という ことで取り組んでいるということで調査をさせていただきました。そ の中で、そういう災害が起きたときには特養ホームに入所されている 方の避難誘導を町内会の方がお手伝いをするという形であるというこ とで説明をいただいたわけですけれども、国保病院があり、それから 特養ホームがあり、さらには新たな障害者の施設ができ、そしてその 近くにまた若葉団地で高齢者の住宅が建設されるということになれ ば、これは弱者の皆さんにとっては、先ほども言いましたとおり災害 が起きたときには避難所というハードな面は整備されてくるけれど も、そこの避難所にたどり着くまで、また挟まれている方を救出する、 そういったことが非常に重要になっていくのでないかというふうに思 います。特に、当時の調査の中では病院に関しては避難撤退におよそ 30分、たしか30分というふうにお聞きしました。特養が30分でしたか、 もう片方の病院についてはおよそ1時間かかると、そのような時間が かかるということで説明をいただきましたけれども、その中で危惧す るのは地震につきものの火災であります。防燃のカーテンですとかべ ッドですとか、そういったものを使っているのは当然でありますけれ ども、火災が発生したときに30分、1時間煙を吸っていたのでは間違 いなく命の危険があるということ、そのようなことを考えれば、その 地域の方々と頻繁に訓練をしていかなくてはいけないのではないか。 また、さらに新たな施設、そういったものができれば当然弱者はふえ るわけですから、もっともっと自主防災組織を大きくして災害弱者対 策をしていかなくてはいけないのではないか、そのように考えるわけ であります。特養、それから病院の避難訓練、実際にどの程度の割合 で避難訓練をされるのか、それと高徳の町内会自主防災組織とあわせ

た避難訓練は行っているのかお伺いをいたします。

加納議長

町長。

小林町長

今お話がありましたように、福祉村はお年寄りを中心とした入居施設でありますけれども、基本的には周辺の北町公民館の皆さんにお願いをして防災の連絡体制をとりながら訓練等も行っているところでありますけれども、施設の具体的な訓練状況についてはそれぞれの施設管理者のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長渡辺病院

病院事務長。

病院事務長よりお答えさせていただきます。

事務長

避難訓練については、年1回、昨年から病院においても近隣の住民に協力要請いたしまして15名の参加を得て施設を見学していただいたり、あと搬送の研修といいますか、搬送の仕方を勉強していただきました。今後何かがあったときにはお手伝いいただくようにお願いしております。

加納議長細井議員

5番、細井議員。

行われているのは通常の訓練であろうなというふうに理解をするわ けですけれども、最近テレビのたしかニュース番組の中であったので すけれども、訓練をすることによって問題箇所が見つかる。訓練をす ればするほど問題箇所が見つかり、それを改善していけるということ が報道されておりました。毎月のように訓練することは、それは不可 能かもしれませんけれども、やはり訓練というのは大事であり、年に 1回しかできないのであれば、それは仕方ないことなのですけれども、 例えば北海道であれば冬があります。冬のときにはどうなのだ、非常 扉が雪であかなかったりしないのか、いろいろ季節、季節で条件は違 ってくると思います。そのようなことをいろいろ加味しながら避難訓 練というのも大事なのではないか。避難訓練はもう少しいろんな条件 のもとにするべきであるし、避難訓練をすれば避難に対する問題点は 出てくるのではないか、それを1つずつ改善していく必要があるとい うふうに思います。入所されている方、また入院されている方が避難 訓練となると大変かもしれません。そこは、入院患者になったり入所 されている方の代役をしたりしながらできるのではないかというふう に、そういうふうに思っておりますので、ぜひとももう少し回数をふ やしていただいて、問題点を見つけていただいて改善をしていただき たいと思います。

特に障害者だとか、そういう弱者の方、先ほど大震災のことも少し言ったのですけれども、宮城県沿岸13自治体の中でおよそ62万人を超える方がお住まいになっております。その中で、宮城県ですから津波ですけれども、津波の被害、例えば津波にさらわれてしまった、また行方不明になってしまったという方がその住民の中の大体1.4%だというふうに言われております。それから、それとは別に障害者、あく

までも障害者手帳をお持ちの中、お一人の方で複数の手帳をお持ちの方もいらっしゃるとは思うのですけれども、障害者手帳をお持ちの方がおよそ2万9,000、3万人弱の方がお持ちだそうです。その中でお亡くなりになったり行方不明になった方が3.5%。健康で丈夫な方という表現はあれなのですけれども、援助しなくても自力で避難できる方のおよそ2.5倍の方が犠牲になられている。このことからしても、やはり障害者、弱者の方はどうしてもそういう場面に立ったときに非常に被害に遭いやすい、行方不明になったり命を落とされる方が多い。とすれば、当然障害者、弱者に対してまだまだ考えて、そういう方を助けていかなければならないというふうに私は強く思っております。ぜひとも自主防災、地域防災で障害者、弱者に対して災害が起こった後にどのように助けていくのか、そのようなことを十分に考えていく必要があると思います。

3月9日の北海道新聞で、紙面の大きさでその町の取り組みがどう のこうのということはないのですけれども、うちの町は特に3番目の 地域防災計画の見直し状況ということで新聞では未定ということで、 未定は18市町村の中では我が町だけで、発表されてしまいました。そ れと、4番の住民防災意識向上の主な取り組み、これも他町村では何 らかの計画であるとか訓練をするということで実施及び検討中という ことになっておりますけれども、残念ながら本町の欄にはそのことは 具体的に実施、検討ということは書かれておりませんでした。そうい うことからすると、そんなことはないというふうに私も思ってはいた のですけれども、ああいうふうな報道をされると我が町は防災に関し ては少しおくれているような報道をされてしまいます。私も含めて町 民が今の町の状況、そういう取り組みを知る上ではやはり新聞報道と いうのは大変大きくかかわってくるものであります。ましてや、防災 に関して本町は防災担当の職員もいらっしゃいますし、ぜひとも災害、 防災に強い町を目指して今後取り組んでいきたい。町長、今町長でい らっしゃる任期の中で大震災というのが起こりましたから、町長もず っとこれから町長としてお続けいただきたいとは思うのですけれど も、いずれ町長も交代される時期が来るとは思うのですけれども、ぜ ひともそれを教訓に早い段階で自主防災、災害弱者の対策を行ってい ただきたいというふうに思うわけで、最後にその点で町長にお答えを いただいて私の質問を終わらせていただきたいと思います。

加納議長小林町長

町長。

町政執行方針でも申し上げたとおり、まちづくりの目指す方向の一つは町民みんなが安心だとか安全が実感できる、そういうまちづくりを進めていくというのが特に少子高齢化が進む中では極めて重要だということでありますから、町の重点として進めていく予定でありますし、防災対策、防災計画の見直し等々を含めて町の防災対策を進めて

いるわけでありますけれども、お話がありましたように、特に福祉村周辺は250名を超える高齢者の皆さんをお預かりしていますから、細井議員が言われたようにそれぞれ訓練等に万全を期していくということで、1つは町全体でも防災訓練をやっているわけでありますけれども、いろんなことを想定した防災訓練を充実していくということが極めて重要だということでありますから、そういうことで防災訓練のあり方についても今後考えていきたいと思います。

それから、新聞記事のお話がありましたけれども、3月9日の北海道新聞の記事を見る限り、士幌だけ何か防災対策をやっていないような感じも受けるわけでありますけれども、そんなことではなくて、私どもいろいろ先ほど申し上げましたように取り組んでいるところでありますし、今後も取り組んでいくということでありますけれども、報道にかかわっては若干うちの担当と、それから新聞社の考え方が違ったのかなというところもあるので、総務企画課長のほうからそこら辺の経過についてはお話しさせていただきたいと思います。

加納議長 後藤総務 企画課長

総務企画課長。

総務企画課長の後藤のほうから、今町長のほうから指名がありましたので、補足の説明をさせていただきたいと思います。

マスコミの方も来ていらっしゃるわけですけれども、新聞記事によ りますと本町の防災計画の見直しは予定がない。それと、現在取り組 んでいるところについても記載がないということなのですけれども、 間もなく新年度予算の審議も始まるわけですけれども、予算につきま しても毎年諸費の中に自主防災組織に向けての住民の学習会のための 費用として講師の分も計上させていただいておりますし、それからも う一点は防災計画の見直しですけれども、これも国の法律が変わりま して、またそれに基づきまして北海道の計画も変わってきます。それ によりまして大きな変更を本町においても実施しなければならないわ けですけれども、これも防災会議毎年開催しておりまして、詳細な部 分というか、小さな部分については本町におきましても指定避難所の 変更だとか、それから先ほども出ていました福祉避難所の設定だとか、 そういうことについては逐一そういう協議を進めながら取り組みを行 っておりますので、この記事の記載の状況とはいまいち違うというこ とで、これは私が取材に応じたわけですけれども、震災が起きた後に どのようなものを追加で取り組んでいろんなことをやっているのかと いうふうに私判断したものですから、本町におきましては震災以前か らもこのような内容のものについては取り組んできておりましたの で、それであえてコメントしなかったわけなのですけれども、その辺 はもう少しアピールすべきだったというふうに反省はしておりますけ れども、そのようなことですので、ご理解をいただきますようお願い いたします。

加納議長

以上で細井文次議員の質問を終了いたします。 ここで2時22分まで休憩といたします。

> 午後 2時11分 休憩 午後 2時22分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位4番、和田鶴三議員、生活保護基準引き下げによる影響に ついて町長に質問を行います。

和田議員

私は、生活保護基準引き下げによる影響についてお尋ねをしたいと 思います。

生活保護基準の見直しをめぐる情勢は、急を告げています。2012年 8月に社会保障と税一体改革法が成立し、それとあわせ社会保障制度 改革推進法が成立しました。その附則の中に生活保護制度の見直しが 掲げられ、その内容として生活扶助、医療扶助の適正化が明記されて います。生活保護基準をめぐる情勢は、大変危機的と言われています。 生活保護基準、最低保障年金をめぐる年金にも影響します。課税最低 限や保険料の減免制度との関連が強く、就学援助制度の認定基準を定 める際にも用いられています。それは、国民の最低生活を守るもとと して社会保障制度のかなめとなっています。学校教育法第9条で、経 済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、また学齢生徒の保 護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならないと定めてい ます。2005年以降、準要保護に対する国庫補助が廃止され、一般財源 化され、自治体の認定となっています。改定前に対して、就学援助制 度はもとより、各種保険制度の減免、福祉施設の措置費等、生活保護 基準率の低下によりどのような悪影響が出てくるか、町長の所見をお 伺いいたします。

加納議長小林町長

町長、答弁お願いします。

それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま和田議員が申されたとおり、平成25年度の国の予算編成において、生活保護制度のうち生活扶助の基準額を今年8月以降3年程度かけて段階的に見直す方針を出しているところであります。生活保護の基準は、他の制度においても対象者の設定に当たり参照している場合が多いわけで、生活扶助の引き下げに伴って他の制度にも影響を及ぼす可能性が大であるため、このため国においては、1つは、非課税限度額は平成25年度には影響することなく、平成26年以降の税制改正の議論を踏まえて対応するということにされているところでありますし、2点目としては、生活扶助基準の見直しにより影響を受ける制度については、非課税限度額を参照しているものについては平成26年

度以降の税制改正を踏まえて対応するということでありまして、特に 基準にかかわるものについては26年度以降の税制改革の方向を踏まえ て対応するという、そういう方向が示されているところであります。

次に、お話がありました準要保護につきましてでありますけれども、 和田議員の質問にあるとおり、2005年の3月の生活保護法の改正で、 第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮しているもので 定めるものとされる準要保護者に対しては、修学旅行費に関するもの だけとなったところであり、国からは補助金が大きく削減をされたと ころであります。さらに、学校教育法の第19条の規定を受けて就学困 難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律や 学校保健法、学校給食法で市町村に対する国の補助金が規定されてお りましたが、改正後においては国庫補助金が廃止となり、一般財源化 され、交付税の基準財政需要額への算入となったところであります。 それから、就学援助制度は、生活保護受給世帯が対象なる要保護児童 生徒と市町村の独自の基準で決定する準要保護児童生徒の2階建てと なって構成されているところでありますけれども、本町の本年度に係 るこれまでの就学援助の支給額につきましては、各小学校では35人で 234万円、中学校では12人で140万円を支給しているところであります。 質問にありました就学援助制度への影響につきましては、生活扶助基 準の見直しが児童生徒の教育を受ける機会の妨げとならないように、 厚生労働省あるいは文部科学省ともに平成25年度当初に要保護者とし て就学支援を受けていた者は生活扶助基準の見直し以降も引き続き国 の補助対象とすることとあわせて、準要保護者に対する就学援助につ いても影響が出ないようにという考えが示されているところでありま す。このようなことから、平成25年度については就学援助への影響は 回避されますが、平成26年度以降は流動的な部分があることから、制 度の動向を的確に把握をしながら対応してまいりたいというふうに考 えているところであります。

次に、その他町の制度全般における影響についてでありますけれども、本町の高齢者等生活扶助においては扶助基準が生活保護法における最低基準生活費に対して100分の130以下の場合というふうにしているところであって、生活扶助の基準額が引き下げられれば影響するところであり、また国民健康保険及び後期高齢者医療制度では災害等により収入が減少して一部負担金の支払いが困難であると認められる者については一部負担減免がありますが、この規定についても生活保護法による基準生活費により決定をしているところであります。

生活保護基準の見直しについては、まだ不確定なことが多い状況であり、町としては今後の動きを見きわめながら制度の検討を行ってまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、和田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 和田議員

再質問があれば許します。10番、和田議員。

そもそも生活保護というのは、憲法第25条で国民の生存権、国の社会保障的義務の中で、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、そして国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとされています。そこで、今回生活保護が改定されたわけですが、これは決して収入や何かが上がって、そして生活保護を削るというようなことにはならないのでないか。一番バッシングとして出てきたのは、生活保護費よりも、最低生活をそれよりも低い生活で送っている方がいるというような中身の中から出てきているわけですが、町長はこの件についてどんなふうに考えておられますか。

加納議長小林町長

町長。

改正の中身としては今言われたような中身なのでありますけれど も、新聞等によると例えば夫婦と子供1人、3人の世帯でいくと生活 保護の基準額というのは15万6,600円ということでありますけれども、 低所得者の一般的な生活費というのは14万3,300円で、マイナス8.5% というふうに、そういう形で一般的な生活より生活保護基準のほうが 高いという、そういう見解も聞かれるのですけれども、今の中で引き 上げるのは60歳以上の単身世帯についてだけは7万3,300円を7万6,6 00円に引き上げるという、4.5%引き上げるということで、言われる ように低所得者の一般的な生活と比較して生活保護基準をどうするか ということがあるのですけれども、ただ生活水準が低くても生保に該 当していない人もいるということが問題として指摘をされているとこ ろでありますから、ここら辺を対象にするかということについてはよ ほどきめ細かくチェックをしなければ、これの引き下げで影響が出る ということでありますから、私どももそういう面では注意をしながら よく動向を見きわめたいなというふうに思っているところでありま す。

加納議長和田議員

10番、和田議員。

今町長が申されましたように、社会的にはそういうような形で言われているということなのですが、実質的には2009年の厚生省、また総務省の統計の中でも決してそういう形にはなっていないのだということが言われているわけです。では、なぜ今回消費税値上げと同時にそういうところに切り込みを入れたのかということなのですが、これは弱者は物をそんなに言わないのでないかというようなことで、一番切りやすいところから切ってくるというようなことになるのでないかなと言う人もいます。そこで、私が今回問題にしたいのは、いろいろな制度が生活保護を基準とした形で成り立っているということなのです。これには、就学援助金の問題だとか、あとは保険料の減免、それから医療費の関係だとか、いろいろなことがあります。そういうこと

からしますと、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、25年度についてはそのままやっていくけれども、26年度以降については今後の動向を見ながら考えさせていただきたいというようなことでうたわれています。そういうことからしますと、26年度以降は、そういうボーダーラインにある方、またそれから生活保護を実質的に受けておられた方がそこで引き下げになるということになれば、非常にこれからの生活に大きな影響を及ぼすと思いますが、どのようにお考えですか。

加納議長 小林町長

町長。

全体的に生活保護費が国の予算の中で大きく占めているということ が近年特に言われているわけでありますけれども、ただその原因とな るのが2008年のリーマンショック以来雇用情勢が悪くなったというこ とでありますから、そこの部分を対応しないで生活保護費だけ切るの はどうかなという感じは私もするのでありますけれども、いずれにし てもそういう方向で今年度から3年度程度で見直すという方向がされ ているところであります。ただ、平成25年度については、生活保護費 にかかわる部分あるいは準要保護等についても国も影響がないように 補助制度そのものを残すということでありますし、市町村に対しても そのとおりやってくれということですから、交付税で措置をされてい くのだというふうに思うのでありますけれども、来年度以降これの影 響を受けるのでありますけれども、今基本的には生活保護基準とする 場合生活保護費の130以下の者をどうするかということにしてあるの でありますけれども、当然課税限度額なりその基準額が下がれば影響 を受けるわけでありますけれども、そういう実態がどうなのか、ある いはどういう問題があるかということを私ども十分実態を把握をしな がら国や道に意見反映をしていきたいと思いますし、そういう問題が あるのであればぜひ町村会と、あるいは活性化期成会等の要望の中で も取り上げていきたいなというふうに思っているところであります。

加納議長和田議員

10番、和田議員。

今回の生活保護費の引き下げは、3年間で740億円というふうにして言われています。そういうことの中で、先ほど就学援助だとかいろいろな形で支払っているのが小学校で35人234万円、それから中学校で12人140万円ということなのですが、財政的な関係で見ますとそんなに大きな影響ではないというふうにして思うのですが、今後士幌町独自でもこの人たちを守るために続けていく考えはあるのかどうなのか、あくまでも法律の中で25年度は総務省も影響しないようにというようなことでなっていますが、26年度以降については新たな改正というようなことで考えているようですが、国の改正を待って本町も改正していく、そういう考えにあるのかどうなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

加納議長

町長。

小林町長

26年度にどんなふうに制度改正をするかというのを見守らなければならないのでありますけれども、ただ、今言われたようにそのまま今の制度を残すということではなくて、国の制度の変更に伴ってどういう形にするのが最も生活実態に影響がないかということを、そういうことを十分検討しながら対応してまいりたいというふうに考えています。

加納議長

10番、和田議員。

和田議員

終わります。

加納議長

以上で和田鶴三議員の質問を終了いたします。

質問順位5番、中村貢議員、学校での体罰の実態と対策について教育委員長に質問を行います。

中村議員

一般質問に先立ちまして、3月に退任されます神野教育長におかれましては、10年間本当にご苦労さまでした。心から敬意と感謝を表したいと思います。

それでは、学校での体罰の実態と対策についてを質問させていただきます。大阪桜宮高校バスケットボール部のキャプテンが自殺した問題は、顧問の体罰が原因であり、全国的に報道されました。その後全国各地で顧問による体罰の実態が明らかになり、柔道女子のトップ選手15人が監督、コーチの暴力を告発し、辞任に追い込みました。その後も毎日のようにテレビ、新聞等で指導者による体罰が報道されています。教育委員長は、指導者体罰の実態と対策についてどのように考えているのかお伺いします。

加納議長 力石教育 教育委員長、答弁お願いいたします。

それでは、中村議員の質問にお答えいたします。

委員長

体罰による高校生の自殺がきっかけとなり、部活動における体罰の実態が広く報道されて大きな社会問題にまでなっているのは中村議員が指摘のとおりであります。そうした状況を受けて、現在全国的に体罰の実態を把握するための調査が行われておりまして、本町でもその調査を実施しているところであり、現在調査票を集約しているところです。学校教育法第11条では体罰について規定しておりまして、その規定によりますと児童生徒の指導に当たってはいかなる場合においても体罰を行ってはならないとされております。児童生徒に対する教員の行為が体罰に該当するものであるかどうかの判断は、殴る、蹴るなどの身体に対する侵害や正座や直立など特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなどの肉体的苦痛を与えた場合とされておりますが、私はどこまでが体罰ではなくてどこからが体罰なのかという判断基準の問題ではなく、体罰はその一切が許されるものではないという認識に立っております。大きく報道された大阪市の高校生の自殺事件は、勝利至上主義が生んだ部活動の悲劇であり、練習の中で日常的に行われ

てきたあしき風習が長い間にわたって続けられていたというところだと推測されます。指導者が指導に当たっていかなる考えを持っていたとしても、手を上げるなどの行き過ぎた行為は決して許されるものではありません。特に児童生徒は指導者に対して反発できない弱い立場にありますので、そうした関係を利用して指導者が物の言えない児童生徒に体罰を加えることがあるとすれば、指導者としての適性を著しく欠いていると思います。

以上のことから、体罰はどんな理由があっても決して容認されるものではないという考えを周りの大人たちが明確に持ち、より多くの目で少年団活動や部活動の活動の様子を注意深く見守っていくことが必要でありますし、児童生徒に対しても同様の意識を持たせ、みずから体罰を受けたり見たりしたときは勇気を持って行動するよう指導することが大事なことだと思っております。また、指導者に対しては、単に高い指導技術を求めるだけでなく、研修を受けることで人間性の幅を広げ、指導者としての資質を高めることも促してまいります。

本町におきましては、これまでスポーツ少年団活動や部活動で体罰が行われているという実態はなく、そうした報告もありませんが、これからも児童生徒の健全な育成の場に体罰が入り込むことが決してないように、児童生徒、指導者、保護者が一体となり、互いに信頼し合って活動する形を大切にしていってほしいと願っているところでございます。

以上を申し上げまして、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 中村議員

再質問があれば許します。9番、中村議員。

大変詳しい答弁ありがとうございました。うれしいことに、たまた ま体罰の実態がないという報告があったので、少なくとも安心をして いるところであります。

そこで、再度桜宮高校について実態のことを簡単にお話ししたいと思うのですけれども、知っている人は知っているということで、全国的にバスケットにおいては優秀なチームでありまして、全国からこの学校に行きたいという生徒がいるぐらいの学校であります。今回問題になったのは、もう名前を出してもいいと思うのですけれども、顧問の小村基という教諭、47歳なのですけれども、彼が19年前に桜宮高校に来たときには、もちろんバスケットも弱いし、バスケット部をやっている中には不良、素行の悪い生徒がいたと。これは何とかしなければいけないということで、19年前にこの先生が赴任をして最初とった行動というのが、まず不良というか素行の悪い生徒を何とかしなければいけないということでまず手を上げたということであります。それから徐々に体罰というか、要するに顧問の気持ちをわかってくれない生徒に対しては口で言ってもだめなので、手を上げて指導しようとい

うことになったそうであります。それからずっと続いておりまして、その後約5年ぐらいで全国レベルのバスケット部にしたそうであります。その結果、それが自信につながったということで暴力的な行為に進みまして、昨年の12月ですか、たまたま18日と22日に練習試合があって、そのバスケット部を代表するキャプテンが強くなければバスケットは強くならないという意思のもとに、そのキャプテンに対して体罰を加えたと。1回たたくたびに理由をつけてたたいたということでありまして、特に22日については大会も間近ということでさらなる体罰をしたと、16回の平手打ちをやったということでありまして、それが原因で23日にみずから命を絶ったということであります。まず、聞きたいのですけれども、こういう大きな問題になっている事件が教育委員会の中で話されたかどうかをお聞きしたいと思います。

加納議長 力石教育 委 員 長

教育委員長。

お答えいたします。

士幌町においては、部活動、少年団活動においていじめの実態がないという認識に立っております。ただ、体罰が行われたニュース等につきましては話題にしましたし、あくまでも現在行っている調査、その調査結果をもとにまた教育委員会で皆さんと論じ合いましょうという形で今話しているところでございます。あくまでも調査結果を踏まえ、私としては体罰の実態はないという調査結果が出ると今は信じていますけれども、その結果をもとにまた論じ合っていきたいと考えているところでございます。

加納議長 中村議員

9番、中村議員。

前回いじめの問題のときにも今のような回答を教育委員長のほうか ら受けました。いじめのときもそうなのですけれども、小学校、中学 校、高校、それに生徒を持っている父兄、これに関しては、全国的に これだけ有名になれば、では我が町はどうなのだろうということでや はり心配すると思うのです。その中で、教育委員会では委員が集まっ てこれに対してこういう対応しています、こういう話ししていますよ ということが公にきちっと発表されるというか、委員同士で集まって こういう形で今その対策、もちろん調べて報告を受けてからの委員会 も大事だと思いますけれども、その前に、12月のことから始まってい ますから、ある程度正確に報道された時点では委員の方が集まって、 まず我が町のことは当然ですけれども、起きた全体のことについてど ういう判断したらいいかとか、どういう考え方すればいいかというこ とで本来は委員会を開かれてもいいのではないかと私は思っていま す。なおかつ、よその教育委員会では、新聞報道で出ていますけれど も、開かれています。ですから、その辺をもう少し私としては、臨時 教育委員会というか、それは詳しくわかりませんけれども、それを開 いてその話をなされるべきではないかと思うのですけれども、再度お

考えをお伺いします。

加納議長

教育委員長。

力石教育 委 員 長

教育委員会においていじめの実態がないという認識に立っておりまして、集まって具体的な話をするという機会を失しましたけれども、今中村議員が言われたように、例えば体罰につきましても基準に対する考え方はひょっとしたら委員各位違った考え方を持って、基準も違うかもしれませんので、その辺の体罰にする一般的な判断をきちっと統一するためにも場を設けておいてよかったかとも今反省しておりますので、意見として賜って、これから全国的なニュースがあった場合には対応を的確にやっていきたいと思います。

加納議長中村議員

9番、中村議員。

ありがとうございます。ぜひそういうふうにして、教育委員会は一番教育の大事なところ、特に子供さんたちを持っている親にしてみれば一番心配するところなので、できればそういう委員会の中での話し合いを持っていただきたいと思います。

次に、答弁の中にもありましたけれども、アンケート調査、これは 文科省のほうですか、が実際アンケートしなさいということで、道教 委のほうからさらにこちらに来ていると思います。今アンケートの最 中ということなのですけれども、そのアンケートの中身について教え ていただきたいと思います。

加納議長

教育委員長。

力石教育 委 員 長 加納議長

その点につきましては、参事のほうから説明させていただきます。

笠谷教育 委員会

教育委員会参事、お願いいたします。

参 事

教育委員会参事の笠谷です。私のほうからお答えをさせていただき ます。

道教委のほうからは2月下旬から3月上旬にかけて実施をするようにという、そうした指示をいただいておりまして、現在実施しているという、その最中であることは先ほど委員長が申し上げたとおりであります。中身でありますけれども、今回実施をしている目的からちょっとお話をさせていただきたいと思いますけれども、児童生徒の生命、身体を守り、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、よりよい教育環境を築くと、そうした狙いで行われている調査でございます。調査票の中で質問されていることがあるわけですけれども、3者に対しております。児童生徒、教職員、児童生徒の保護者、この3者に対して三者三様の質問がされております。その中で共通して聞かれていることは、平成24年4月以降、今年度ですけれども、これまでの間に体罰を受けたり、見たり聞いたりしたことはあるかと、あると回答した場合、誰に対して、いつ、どのような場面でどのように行われたかということを聞いております。また、中高校生には、部

活動の場面で体罰がなかったかと、そうしたことについても聞いております。そのような内容で行われている調査でございます。

以上です。

加納議長 中村議員

9番、中村議員。

今説明をしていただきましたが、まさにそのとおりだと思いますけれども、特に小学生、これなんかは恐らく、簡単に言いますと低学年ですね、これは当然答えられないと思うので、家に持ち帰って保護者の指導でやっていると、こういうふうに覚えておりますけれども、実際これが本当に正確に、そこまで疑ったらしようがないのですけれども、どこまで正確性があるかということで、いずれにしてもその案が3月下旬だか4月ですか、ぐらいにはまとまるのでしょうと思うのですけれども、その時点では何らかの形でお知らせしていただきたいと思います。

次に、これも文部科学省で言っていることなのですけれども、スポーツ指導から暴力を一掃すると緊急メッセージを宣言して危機感を示していると。ところが、文部科学省の職員からは、部活動の厳しい指導と学校教育法が禁じる体罰を明確に区別するのは難しいと、子供の能力も一人一人違うというふうに職員のほうは言っております。こういう根強い意見を今でも言っているということなのですけれども、先ほど答弁の中にありましたけれども、学校教育法第11条ですか、いかなる場合も体罰を行ってはならないと、それと文科省が今言っているスポーツ指導の中の暴力、それから指導方法、これは明確になっていないというふうに書いてあるのですけれども、その辺についてちょっと認識あれば教えていただきたいと思います。

加納議長力石教育

教育委員長。

お答えいたします。

委 員 長

いじめのときでもそうでありますけれども、基準というものがぐらぐらしているとやはり根絶するのが非常に難しくなります。そういう意味では、いかなる体罰もあってはならない、あくまでも指導力の資質の向上を図れば体罰に依存しなくても厳しい指導はできると、あくまでも体罰は許されないものであると。いじめは絶対許されない。見て見ぬふりも許されない。体罰も絶対許されない。体罰を見て見ぬふりも許されない。あくまでもそういう強い意識でもって体罰根絶に向かっていく。先ほど言いましたけれども、大人も子供も体罰に対する意識をきっちり持って対処していくということが一番大切だろうと私は思っております。

加納議長

9番、中村議員。

中村議員

そこで、やはり難しいのは信頼関係だと思うのです。指導者はどうしても強い子にしたいと、それから強いスポーツ、例えば先ほどみんなで教育を考える集い、この中でそれぞれのスポーツ表彰、それから

文化においての表彰されました。このように、特にスケートにおいて は全国制覇、それだけの強い力を持っているということで、指導する からには強い力を持ってほしいということで、どうしても力が入ると いうことであります。例の柔道部の女子ですか、これの園田監督が最 後に謝ったのは、自分に指導の力がなかったと、だからどうしても暴 力にいってしまったということであります。ですから、どうしても強 くするためには多少のことは必要かとは思うのですけれども、ただあ くまでも教育法では絶対暴力はだめだと言っていると。今委員長が言 ったように、ではどこが本当に限界なのだろうかというのは、やっぱ り信頼関係、指導者とそれを受ける子供、それから親ですか。特に小 学校の野球なんかを見ていますと、親が監督とかを無視して子供に直 接どなり声で何やっているのだとか罵声を浴びせています。周りから 見たら確かに見苦しいものなのですけれども、気持ちはわかると。親 がしっかりすればそれだけ強くなるということなので、問題は指導者 が親のまねをできるかといったらできないわけです。どうしても体罰、 指導要領があるために、お尻をちょこっとたたいて頑張って行ってこ いだとか、その程度しかやれないということなので、そうなれば指導 要領を通していってしまうと弱い生徒ができてしまうのでないかと懸 念されます。

スポーツの指導ということは、あくまでもスポーツで強くなること はそうですけれども、もっと大事なところはスポーツを通しての健全 育成ですか、社会に出ても野球やっていたよとか、バレーやっていた、 バスケットやっていたとかいえば当然企業も使いやすいし、人間的に もしっかりした性格の生徒が得られるということなので、今危惧され るのはそこのことであって、何とか。今こういう事件があったから、 学校としては学校教育法11条で書いてあるから絶対に体罰はだめです よと、一切しませんよというのはありますけれども、そういう不安な 懸念があるので、ではどこまで、例えばこんなこと言うと怒られます けれども、親がもっと厳しくやってくれと、多少のげんこつは構わな いからという親もいると思うのです。その場合もやっぱりそれは許さ れないのかとは思うのですけれども、最後の質問なのですけれども、 その場合にそこで迷うこともあると思うのですけれども、スポーツを 通して強い子供を育てるという観点から、今こんなこと言ったら怒ら れますけれども、意外とスポーツ、野球通してもバレーを通しても士 幌の学校は弱いというか、ちょっと見劣りするようなところが見られ ます。ただ、スケートは別ですけれども、スケートは親御さんも先生 も一緒になって、わざわざ帯広に行ったりとかしてがんがんやってく れています。それは、優しい触れ合いというのですか、思いやりで体 罰もなしでやっているということで、それだけ成果得られたと思うの ですけれども、それ以外については今言ったようにどのような指導し

ていけばいいのかなということで、最後の質問ですけれども、お答え をいただきたいと思います。

加納議長

教育委員長。

力石教育 委 員 長

議員が指摘されましたように、スポーツをやる以上やはり結果も求めたいという気持ちは当然生まれてくると思います。私は、それぞれの子供に応じた目標を持たせて、その目標に向かって頑張ること、それが先ほど言われたスポーツをやることによって心を育てるということにもつながりますし、そういう点で、いわゆるてっぺんになるという目標でなくて、それぞれの子に応じた目標を持って、その目標に向かって頑張る子をつくる。それによって子供の心の健全育成にもつながるということを部活動、少年団活動のベースに考えていきたいと考えております。

加納議長中村議員

9番、中村議員。

り宙、下門哦貝

体罰とか教育と余り関係ないかも、ただこの間も第7回みんなで教 育を考える集いがありまして、これは当然スポーツ表彰です。それか ら、する関係上わざわざ今回はこの集いをつくっています。聞いたと ころ、私たまたま、済みません、ちょっと別な用事があって退席した のですけれども、表彰が終わってしまうと子供や父兄は帰ってしまう と。この集いというのは、あくまでも表彰と、なおかつ講演会があっ て子供たちのためになる講演をしていると思うのです。子供はどうし ても親と一緒になるから、帰ると言ったら帰るかもしれませんけれど も、それは何かおかしいのでないかと。せっかくスポーツを通じて優 秀な成績をおさめたから、町民がみんなこぞって表彰しているという 形ですから、なのに終わって子供や父兄が帰ってしまう。問題は、表 彰のときにその学校の先生がみんな来ているかといったら、それも来 ていないのも問題あるのですけれども、表彰が終わって帰ってしまう。 それこそ本当に指導としては間違った指導、教育委員会が、先生がば かにされる、逆に子供たちから、親からばかにされる現状をつくって しまうのでないかと。もっと親密感の関係を持つのであれば、そこか ら学校側でも父兄や子供に対してきちっとそういう指導もしながら強 くなっていくと、そういうのが望まれると思いますので、今後またこ れから8回、9回続いていくと思うのですけれども、その辺十分考慮 してよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問終わります。

加納議長

以上で中村貢議員の質問を終了いたします。

次、質問順位6番、森本真隆議員、学校等におけるフッ化物洗口に ついて教育委員長に質問いたします。

森本議員

私からは、学校等におけるフッ化物洗口について教育委員長にお伺いをいたします。

平成21年6月に公布された北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条

例では、学校等におけるフッ化物洗口の普及についての内容が盛り込まれており、町内こども園、保育所では4歳以上の児童がフッ化物洗口を実施しています。フッ化物洗口の実施には賛否両論がありますが、このことをどう捉えていらっしゃるか、また士幌町の学校ではどのように取り組んでいくのか、委員長の所見を伺うものです。

加納議長 力石教育 委 員 長

教育委員長、答弁願います。

それでは、森本議員の質問にお答えいたします。

昨年6月、十勝教育局から本町に対し、フッ化物洗口の実施に向け た具体的な要請がありました。そのときの要請の中身でありますが、 森本議員が取り上げている北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例 に関連し、士幌町が認定こども園と各保育所で実施しているフッ化物 洗口の事業を学校にも拡大してほしいというものでありました。道は、 当初から平成24年度までに道内全市町村にフッ化物洗口を導入したい と考え、働きかけを行っていますが、この事業を推進しようとする目 的につきましては、幼児期の永久歯に生えかわる時期から永久歯が生 えそろう中学生までの時期に適正な口腔管理の生活習慣を身につけさ せるというところにあります。この事業には平成24年度中に実施を決 定した場合は使用する薬剤、器材等を無償で提供するという補助の規 定もあることから、本町が実施する場合の期待される効果について考 え、実施を模索してきた経緯がありまして、これまで町内教職員に対 する説明会と各学校の代表者による協議をそれぞれ2回開催してきた ところですが、まだ教職員の十分な理解を得るまでには至っておりま せん。森本議員指摘のように、フッ化物洗口の実施には賛否両論がご ざいます。士幌町に学ぶ児童生徒の歯を守るという大きな命題のもと、 本町としましては実施上のメリットとデメリットを見きわめ、慎重に 取り組んできたところでありますが、実施を判断するには専門的な知 識が必要なこともあり、難しい部分があるというのが実際のところで あります。特に実施する上で重要なことは安全の確保ということであ りまして、口の中に入れるフッ化物の安全が保証されることが最も大 事なことであると考えます。

こうした状況の中で、この後本町の学校でこの事業を実施すると仮定した場合の対応でありますが、小学校での実施を考えており、学校歯科医や学校薬剤師の指導や協力を得ながら、週1度、各学校で時間を決めて行う方向で考えております。ただ、細かな部分については、実施することが決まった段階で具体的に考え、準備していくことになろうかと思います。実施することが決定しましたら、その段階で保護者への説明会を開催する一方、教職員の研修と児童のぶくぶくうがいの練習を十分行って、スムーズにこの事業がスタートできるよう努めてまいります。

以上を申し上げまして、森本議員の質問に対する答弁とさせていた

だきます。

加納議長森本議員

再質問があれば許します。3番、森本議員。

今お答えいただきました内容について再質問をさせていただきま す。

北海道の実施ガイドブックによりますと、相談及び企画の提案、その後関係者の理解と合意、その後に保護者の理解と合意、その合意がなされた後に準備をし、実施をするというステップを踏むことになっております。士幌町の場合は、各学校の代表者による協議、また町内教職員に対する説明会、それぞれ2回実施されているということでお答えをいただきました。段階としては、企画の提案、学校の代表者との協議を行ったということでありますから、実施、推進していくという方向で意思統一がなされているものと受け取りますが、教育委員会、また小学校学校長全てが推進であるという意思が統一されているのかどうかお伺いをいたします。

加納議長

教育長。

神 野

再質問にお答えさせていただきます。

教育長

実施に関しての手順につきましては、帯広保健所あるいは十勝教育局の指導をいただきながら今日まで進めてきましたけれども、教育委員会における協議については、その方向性については示しておりましたけれども、具体的な協議についてはその事後ということになりまして、事後提案をした結果、委員さん方からそれぞれ意見が出されております。したがって、実施を前提とした協議ということで今まで手続、会議を行ってまいりましたけれども、実施を前提とする、その前提が今のところまだ最終決定をしていないということでありますので、今後教育委員会の中で十分議論をしながら、その実施について取り組むか、あるいは取り組まないかも含めて検討してまいりたいというふうに考えています。

加納議長

3番、森本議員。

森本議員

今お答えいただいた内容は、まだ実施の判断に至っていないと。先ほどの回答の中でも、専門的知識が必要なこともあり、判断には難しいというお答えがございました。しかしながら、実施を前提とする部分はあるというふうに認識をいたしますが、実施に際しては小学校で実施するとございます。道の見解としては4歳ぐらいからフッ化物洗口を開始し、中学校3年生ぐらいまでの期間実施するのが理想的であるという方針が出されておりますが、なぜ実施する項目に中学校が入っていないのかをお聞きいたします。

加納議長

教育長。

神 野教育長

これにつきましても、帯広保健所の専門技術員からいろいろと指導 をいただきました。永久歯が生えそろうまでの間にフッ化物洗口を実 施することが適当であると。理想的なのは中学校まで実施するのが理 想的であると、しかし小学校までの実施で十分効果が得られるという、 そういう意見をいただきましたので、本町においては小学校まで実施 をするということを前提として協議をしてまいりました。

以上であります。

加納議長

3番、森本議員。

森本議員

とにかく実施に際しては慎重に論議をしていただきたいというのが 私の願いであります。

質問でありますが、実施する、しないの判断は学校の自主性に任されるという発言が道の条例公布直前に担当者からなされておりますが、その件についての認識をお答えいただきたいと思います。

加納議長

教育長。

神 野 教 育 長 実施に当たっては、当然それに伴う予算も必要なわけでありますので、学校独自でやるというのは不可能だというふうに、学校独自で判断をするというのは不可能だというふうに思います。したがいまして、教育委員会単位で教育委員会でその市町村ごとに実施をするかどうかということについての判断というふうになるというふうに思います。

加納議長

3番、森本議員。

森本議員

教育委員会、それから学校長を含めた中で判断をしていくというお話ですけれども、私はそこにPTAが入るべきだと考えています。実施が決まってからPTAが説明を受け、保護者が同意もしくは希望する方が実施するということでありますが、士幌町はそのガイドラインにわざわざ乗らなくてもいいのではないかと考えます。集団フッ化物洗口をする、しないの議論の中にPTAが入って実施する、しないの判断をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

加納議長

教育委員長。

力石教育 委員長

基本的には道の8020推進条例があり、道教委がそれに基づいて各学校で実施してほしいという形で来ておりますので、それに基づいて今まで手順にのっとって各学校との話し合いを進めてまいりました。ただ、ご承知のように賛否両論があるということも保護者の方もかなりご存じの方もおられると思いますので、そういう判断基準を保護者の方も交えて勉強する場を設けるというのも一つのいい機会だと思いますので、今森本議員が言われました決定してからの保護者の集まりではなくて、決定する前に保護者が説明を受ける場を設けるというのもあり方としてはいい方法かもしれません。それも含めて今後ちょっと検討させてもらいたいと思います。

加納議長

3番、森本議員。

森本議員

保護者の方なのですけれども、私が伺った方、男性の保護者でありましたが、フッ化物洗口の小学校実施に関してどう考えると伺ったところ、フッ化物洗口って何だいという答えが返ってまいりました。実際保護者、それからPTA、正しいフッ化物洗口についての知識を残

念ながら持っていない。また、それらの情報も提示されていないのが 現状であります。教育委員長が今おっしゃった同じテーブルに着いて の勉強会、これは推進派、それから反対派、両者の論じている部分を 表に出し、その上で判断をしていただくというのが理想的な進め方だ と思いますので、ぜひ同じテーブルでPTAも含めた中で集団フッ化 物洗口についての議論をしていただくことを強くお願い申し上げまし て、私の質問を終了させていただきたいと思います。

加納議長

以上で森本真隆議員の質疑を終了いたします。

それでは、3時半まで休憩といたします。

午後 3時17分 休憩 午後 3時29分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

3

日程第3、議案第9号「士幌町光をそそぐ交付金基金条例を廃止す る条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 \mathbb{H} 副町長

議案第9号 士幌町光をそそぐ交付金基金条例を廃止する条例案に ついて説明いたします。

この基金条例につきましては、平成23年に交付されたものでありま して、23、24年の障害者福祉施設の支援や認定こども園の加配などに 係る経費の財源としたものでありまして、24年度末をもって効力が失 効するという内容でありました。ただ、効力はなくなりますが、条例 本文が残るため、今回廃止を提案させていただくものです。

施行時期につきましては、平成25年4月1日とするものであります。 以上、簡単ですが、議案第9号の説明といたします。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(1) (ts

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

し) (な

加納議長

討論なしと認め、これより議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4

日程第4、議案第10号「士幌町農作物災害補償基金条例を廃止する 条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 \mathbf{H}

議案第10号 土幌町農作物災害補償基金条例を廃止する条例案につ 副 町 長 いて説明させていただきます。

これは、農業共済事業の対象外品目であった露地野菜、スイートコ ーンの土づくり対策として作付奨励をするために災害補償に対する助 成を目的に設置しておりましたが、スイートコーンが共済の対象品目 になったことから、条例を廃止するものであります。 施行時期につきましては、平成25年3月25日からであります。 以上、簡単ですが、説明といたします。 加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 (な し) 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 加納議長 (な し) 加納議長 討論なしと認め、これより議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し) 加納議長 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第5、議案第11号「士幌町農業災害対策基金条例案」を議題と いたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。 柴 \mathbf{H} 議案第11号 士幌町農業災害対策基金条例案について説明をさせて いただきます。 副町長 これは、農業災害発生時の支援経費及び農業災害を未然に防止する ための経費に充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき基金条 例を制定するものであります。 附則でございますけれども、平成25年3月25日から施行するという 内容となっております。 以上、簡単ですが、説明といたします。 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 加納議長 (1) (ts 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 加納議長 し) (な 加納議長 討論なしと認め、これより議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異議なし) 加納議長 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第6、議案第12号「士幌町暴力団排除条例案」を議題といたし ます。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

5

6

柴

 \mathbf{H}

副町長

- 61 -

議案第12号 士幌町暴力団排除条例案について説明いたします。

この条例は、地域社会から暴力団を排除するため、町や町民、事業

者が一体となって暴力団を排除する姿勢を明確にするとともに、北海 道を初めとした関係機関、団体と連携、協力のもと、安全で安心して 暮らすことができる社会の実現を目指すために制定しようとするもの であります。

条例につきましては、目的、それから基本理念等のほか、第4条、 第5条で町及び町民の責務についての規定をしております。このほか、 公共施設等の使用禁止や啓発活動についての規定を盛り込んでありま す。

この条例の施行時期につきましては、町民への周知、公共施設の使 用制限に対する利用規則などの整備のための期間をとり、平成25年7 月1日とするものであります。

以上、簡単ですが、議案第12号の説明といたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

し) (な

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

()

討論なしと認め、これより議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第13号「士幌町新型インフルエンザ等対策本部条例 案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

議案第13号 士幌町新型インフルエンザ等対策本部条例案について 柴 \mathbf{H} 副町長 説明いたします。

> この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合に直ちに対策本部 を設置するため、必要な事項を定めるため、条例を制定しようという ものであります。

> 第1条では、ただいま説明した目的について定めてあります。2条 では組織の体制、3条では会議の招集等について規定をしたものであ ります。

> この条例の施行時期につきましては、新型インフルエンザ等対策特 別措置法の施行の日からとするものであります。

以上、簡単ですが、説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

> (な し)

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

し) (な

加納議長

加納議長

加納議長

加納議長

7

加納議長

討論なしと認め、これより議案第13号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第14号「士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案」、日程第9、議案第15号「士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案」、日程第10、議案第16号「士幌町道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例案」、日程第11、議案第17号「士幌町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例案」、以上4件を一括議題といたします。

暫時休憩します。

暫時休憩

加納議長

休憩を解きます。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田副町長

それでは、議案第14号から議案第17号まで一括提案をさせていただきます。

これらの条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の制定によりそれぞれ条例を制定しようとするものであります。

最初に、議案第14号 士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例案についてでございます。地域主権一括法の制定により、今まで厚生労働省で定められていた基準を条例で制定しようとするものでありまして、この条例は11ページの第1条の趣旨のとおり、指定地域密着型サービスの事業にかかわる介護保険法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものであります。これによりまして、第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、それから3章の夜間対応型訪問介護について、第4章の認知症対応型通所介護、第5章の小規模多機能型居宅介護、第6章の認知症対応型共同生活介護、第7章の地域密着型特定施設入居者生活介護、第8章の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第9章の複合型サービス、それぞれの地域密着型のサービス事業についての人員や設備などに関しまして条例で定めようと するものであります。

施行時期につきましては、平成25年の4月1日からとするものであります。ただし、第4条の暴力団の排除にかかわるものにつきましては、先ほど暴力団排除条例が7月1日からの施行となっておりますので、この部分につきましては同日から施行しようとするものであります。

続きまして、議案第15号 士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案ですが、同じく地域主権一括法によりまして、厚生労働省令で定められた地域密着型介護予防サービスに係る基準を条例で定めようとするものであります。

この条例は、80ページの第1条に規定しているとおり、介護保険法第115条の12第2項第1号並びに115条の14第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例であります。これによりまして、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護のそれぞれの事業について規定するものであります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からとするもので、第4条の暴力団に関しては議案第14号と同じで7月1日からとするものであります。

続きまして、議案第16号 士幌町道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例案ですが、これも地域主権一括法でございまして、道路構造令で定められていた町道の構造の技術的基準、道路標識の寸法の基準についてこの条例により定めようとするものであります。

3条から第41条までが道路構造でありまして、43条から44条及び別表が道路標識の寸法について規定しているものです。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からであります。なお、 附則の経過措置でありますが、施工時に工事中でこの規定に適合して いないものは、この規定を適用しないで旧道路構造令の適用になると いうことを規定をしております。

最後に、議案第17号 士幌町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例案ですが、これは国の省令に定められていた高齢者、障害者等の移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるために条例を制定しようというものであります。

第1章では条例の趣旨と用語の定義、2章では歩道についての幅員、舗装、高さです。132ページの第3章は立体横断施設の設置基準、135ページの第4章では乗り合い自動車の停留所に関する規定、同じく5

章では自動車駐車場について規定したものであります。138ページの第6章につきましては、その他の施設、標識や誘導用ブロックなどの施設についての規定であります。

附則でございますが、施行時期、平成25年4月1日とするものでありまして、第2項以下はそれぞれ経過措置について規定をしたものであります。

以上、議案第14号から第17号までの説明といたします。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(なし)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

な し)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第14号から議案第17号まで4件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

12·13 14·15 日程第12、議案第18号「士幌町町営住宅管理条例の一部を改正する 条例案」、日程第13、議案第19号「士幌町立特別養護老人ホーム設置 条例の一部を改正する条例案」、日程第14、議案第20号「士幌町水道 事業給水管理条例の一部を改正する条例案」、日程第15、議案第21号 「士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例案」、以上4件を一括 議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田副町長

それでは、議案第18号から第21号まで一括提案をさせていただきます。

これにつきましても地域主権一括法の関係で条例を一部改正するものでございます。

最初に、議案第18号 士幌町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

資料の5ページをお開きください。第1章の次に第1章の2として整備基準を追加するものであります。第1条では、公営住宅法に基づき公営住宅等の管理についての規定をしていたものを条例に定めることから、この部分を削除するものであります。以下、第1章の2、町営住宅等整備基準についての規定、それから6ページに行きまして第2条の9では住宅の基準、次のページの第2条の11で面積基準、8ページでは附帯施設や通路などについて定めております。9ページの第5条及び第6条は、入居者資格の要件、入居者資格の特例の要件を変更するものであります。第40条では、住宅の明け渡し請求についての規定でありまして、6号を暴力団であることが判明した時点で明け渡

し請求できるようにするというものであります。10ページの第67条で明け渡しの勧告について規定したものでありますが、現行は第65条の第2項の規定による意見があった場合に勧告するということになっておりますが、65条の第2項は暴力団であるかどうか警察署長の意見を聞くことができるという規定になっております。第40条では、暴力団と判明した時点で明け渡しの請求ができるということになりますので、この条は削除するものであります。

議案の143ページでは施行期日を載せてあります。附則で、平成25年4月1日からとするものであります。

次に、議案第19号 士幌町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を 改正する条例案でございます。地域主権一括法によるものでありまして、今まで介護保険法に定められていた指定介護老人福祉施設の人員、 設備及び運営に関する基準が北海道条例に定められたことによりまして、条例の一部を改正しようとするものであります。

資料では11ページをごらんください。「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準に定める日常生活に要する費用の内」を「北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により」に改めるものであります。

議案に戻っていただきまして、施行時期であります。平成25年4月 1日から施行するものであります。

続きまして、議案第20号 士幌町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案であります。これも地域主権一括法によるものでありまして、水道法で規定していた簡易水道事業の布設工事監督者の配置、資格基準及び水道技術管理者の資格基準を条例で規定するために一部を改正しようとするものであります。

説明資料では12ページでございます。まず、第1条の目的、「定めることを」を「定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを」に改め、第5章の次に第6章を加え、布設工事監督者の資格、水道管理者の資格などについて規定を新たに加えるものであります。

議案に戻っていただきまして、施行時期ですけれども、平成25年4月1日からとするものであります。

最後に、議案第21号 士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例 案であります。これも地域主権一括法の制定により、下水道法の改正 及び同法で決められていた公共下水道の施設に関する構造の技術上の 基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を条例で定めるために一 部を改正しようとするものであります。

説明資料では15ページでございます。第1条の目的に並びに施設の構造及び維持管理等を加え、第3条の用語の定義及び次のページの第12条までは下水道法の改正による追加及び改正であります。公共下水

道の施設に関する構造の技術上の基準及び維持管理について、第3章 の次に第4章として追加し、配水施設及び処理施設に共通する構造上 の基準や排水施設の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理など 細かな規定について定めるものであります。このほか、この改正によ り条項の整理、それから文言の整理などがあります。

議案に戻っていただきまして、施工時期であります。平成25年4月 1日からとするものでありまして、2項として経過措置について規定 をしております。

以上が地域主権一括法により一部改正する条例の説明とさせていた だきます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第18号から議案第21号まで4件を一括して採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認め、したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第22号「士幌町防災会議条例及び士幌町災害対策本部条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田副町長

議案第22号 士幌町防災会議条例及び士幌町災害対策本部条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行によりまして、防災会議条例及び災害対策本部条例の一部を改正するものであります。

まず、第1条では士幌町防災会議条例の一部改正でありまして、資料では20ページでございます。第2条の所掌事務の第2号を削りまして、第3号を繰り上げて、第3号及び第4号に諮問に応じて町の地域に係る防災事項を審議すること、重要事項に関し、町長に意見を述べるということを加えるものであります。第3条の会長及び委員につきましては、それぞれ文言の整理と第9号に自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を防災会議の委員として加えることとするものであります。この第9号を追加したことによりまして、第7項の委員の任期で10号についての任期にかかわる分を追加するものであります。第4条では、専門委員の任免について委嘱の文言を追加するものであります。

次に、士幌町災害対策本部条例の一部改正でありまして、説明資料 では21ページであります。これは、災害対策基本法の引用条項が変わ

1 6

ったことによりまして改正するものであります。

議案に戻っていただきまして、附則であります。施行日につきまし ては、公布の日からとするものであり、2項では任期についての特例 の規定を定めるものであります。それを追加いたしました。3条第5 項第9号の委員の任期を今の委員の任期であります平成26年1月31日 までとするものであります。

以上、簡単ですが、議案の説明といたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ないですか。 加納議長

> し) (ts

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

> (な し)

討論なしと認め、これより議案第22号を採決します。 加納議長

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、したがって本案は原案のとおり可決されました。 加納議長

> 日程第17、議案第23号「士幌町農業振興基金条例の一部を改正する 条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 \mathbf{H} 議案第23号 士幌町農業振興基金条例の一部を改正する条例案につ 副町長 いて説明をさせていただきます。

> この条例につきましては、事業を円滑に実施するために基金の処分 限度額の規定を削除するという内容のものであります。

> 資料では22ページでございます。これは、現行の下線部分に前年度 にこの基金の収益をもって第2条第2項の規定により追加積み立てを 行った場合、その額を限度としてとありますけれども、この条例案で はこの部分を削りまして、限度額に関する規定を削除しようとするも のであります。これは、主に基金を財源としました農業大学校の研修 費用として人数が特にふえた場合、予算で見込んだ額より実際の人数 のほうが多かった場合助成することが困難な場合が発生します。こう いうことをなくそうとするために、この限度額を削除しようとするも のであります。

> 施行につきましては、公布の日から施行するということでございま す。

以上、簡単ですが、説明といたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございません 加納議長 か。

> (な し)

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

L) (ts

加納議長 討論なしと認め、これより議案第23号を採決します。

1 7

加納議長

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

1 8

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第24号「太田寛一人材育成基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田副町長

議案第24号 太田寛一人材育成基金の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

この条例につきましては、先ほどの第23号と同じように事業を円滑に実施するために基金の処分限度額の規定を削除しようとするものであります。

資料は、同じく22ページでございます。現行の下線部分を削除しまして、限度額を削除しようとするものであります。主にこの経費につきましては、農業後継者等海外研修経費としての財源に見込んでありますが、この事業で人数がふえたような場合につきまして助成することが困難になるという事例が発生することもありますので、この項を削除しようとするものであります。

施行につきましては、公布の日から施行するという内容でございます。

以上、簡単ですが、説明といたします。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。12番、加藤議員。

加藤議員

ちょっと戻って、さきの23号ともあわせて、ここの基金の処分なのですけれども、実際当時は金利の状態もよくて、利益でこうやって人を育てていこうという考えだったのですけれども、昨今の金利状態がこういうことだということだと思うのです。事業を展開するのにお金が足りないと。問題は、この基金を取り崩した場合に戻す気持ちがあるのか、現行の金額まで戻すつもりがあるのか、ないのか、お伺いします。

加納議長

副町長。

柴 田副町長

今おっしゃるように今の利率が非常に低いということがありまして、当時はかなり高かったので、こういう限度額を設けても大丈夫だったのですが、今は非常に低いということで、実際にその部分を使った分を戻せるかというと、ちょっと戻せない場合もありますので、ただ海外研修や何かは2年に1遍だとか、そういう部分がありますので、その部分の積み増しができることはあります。

以上です。

加納議長

12番、加藤議員。

加藤議員

特に太田寛一さんの基金あたりは本人の意思がかなり強かったとい

うものもあるので、基金崩していって、なくなって、さようならというのは私はあるべきではないと思うし、何とかこれをうまく運用する方法も考えて、ただ士幌のこれからの後継者、人材を育てるためには大いにそういった事業の展開も必要だと思うので、それに使われることは私も大いに結構だと思うのですけれども、基金をこれからも残す形もまた考えながら、ただ崩すだけではないということもちょっと頭に置いて使っていただきたいなと私は思います。

加納議長

よろしいですか。

(な し)

加納議長

それでは、ほかに質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

1 9

日程第19、議案第25号「士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田副町長

議案第25号 士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例案について説明をいたします。

この条例につきましては、乳幼児医療費の助成の対象の範囲を小学生までだったものを中学生まで拡大しようとするための改正であります。

説明資料では23ページでございます。第2条の定義の改正でありまして、現行の12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者という、この12歳を15歳に改正するもので、これによりまして中学3年生までの者が対象となるということであります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、平成25年8月1日から施行するというものであります。この改正案が議決されれば、その後帯広市医師会等との協議、また電算システム等の改修の実務などがあることから、施行時期を8月1日からということにしようとするものであります。次の第2号では適用区分を規定したもので、この医療費の助成は、施行日以後にかかった医療費から適用しようとするものであります。

以上、簡単ですが、議案の説明といたします。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

2 0 柴

討論なしと認め、これより議案第25号を採決します。 加納議長

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第26号「士幌町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部 を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

 \mathbf{H} 副町長

議案第26号 士幌町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部を改正する 条例案について説明いたします。

この条例は、畜犬の飼育者が畜犬の適正な飼育及び管理に努めるこ とを目的に改正しようとするものであります。

資料につきましては、23ページです。第3条に畜犬の係留等の管理 について規定しておりますが、この第3項に畜犬が不用になった場合 はみずから処理ができることを除き、当該畜犬を町長に引き渡さなけ ればならない。この場合、町長は畜犬を引き取る日時及び場所を指定 することができるというふうに規定をしております。しかし、動物愛 護の観点などからも、飼育が困難となった犬を不用とする表現が適切 ではないこと、また安易な処分をさせないということで、本来飼育者 は畜犬を飼育した場合には適正な飼育と管理に努めることが基本的な 責務ということを考えますので、この項を何人も畜犬を捨ててはなら ないという文言に改めようとするものであります。

なお、改正の時期につきましては、公布の日から施行するものであ ります。

以上で説明を終わります。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

し) (な

加納議長

討論なしと認め、これより議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第27号「士幌町狂犬病予防法施行条例の一部を改正 する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 \blacksquare 副町長

2 1

議案第27号 士幌町狂犬病予防法施行条例の一部を改正する条例案 について説明をいたします。

この条例は、狂犬病予防法施行令の改正に伴いまして条例を改正し

ようというものであります。

説明資料では24ページでございます。第2条の手数料の徴収に関する規定でありまして、鑑札再交付手数料中、狂犬病予防法施行令の改正に伴いまして引用条項を改正するものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、 公布の日から施行するということにしております。

以上で説明を終わります。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(なし)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第27号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

2 2

日程第22、議案第28号「士幌町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を 改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 副 町 長

議案第28号 士幌町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条 例案について説明いたします。

この条例は、暴力団に係る明け渡し請求の要件を定めるため、条例 の改正をしようとするものであります。

説明資料では25ページでございます。議案第18号の町営住宅管理条例の一部改正にもありましたが、第31条第1項第6号を入居者または同居者が暴力団であることが判明したときに住宅の明け渡し請求ができるように改めるものでありまして、第36条では明け渡しを勧告することができるとしているものを暴力団と判明した時点で明け渡しを請求できるため、この条は削除するものであります。以降、削除することによって1条ずつ繰り上げるものであります。

この施行時期でございますけれども、議案に戻っていただきまして、 平成25年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(なし)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第28号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第29号「士幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田副町長

議案第29号 士幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改 正する条例案について説明いたします。

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、条 例を改正しようとするものであります。

説明資料は26ページでございます。第17条の一般廃棄物処理業許可申請手数料等にかかわる規定でありますが、法律の改正によりまして引用条項を改正するものであります。また、第4項を第6項に、第7条第2項の次に及び第7項を加えるというものであります。

改正の時期でございますが、この条例は、公布の日から施行すると いうものであります。

以上で説明を終わります。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第30号「士幌町ホームヘルプサービス条例等の一部 を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田副町長

議案第30号 士幌町ホームヘルプサービス条例等の一部を改正する 条例案について説明をいたします。

この改正は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の制定に鑑み、障害者自立支援法の法律名等の整備を行うために改正しようとするものでありまして、改正する条例につきましては士幌町ホームヘルプサービス条例と士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例及び士幌町地域生活支援事業の実施に関する条例の3本の条例でございます。

それぞれ障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というふうに法律名の変更によるものであります。

改正時期でございますけれども、附則で平成25年4月1日から施行

するというものであります。 以上で説明を終わります。 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 加納議長 (な () 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 加納議長 () 討論なしと認め、これより議案第30号を採決します。 加納議長 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異議なし) 加納議長 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 2 5 日程第25、議案第31号「士幌町認定こども園条例等の一部を改正す る条例案」を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。 議案第31号 土幌町認定こども園条例等の一部を改正する条例案に 柴 副町長 |ついて説明をさせていただきます。 この改正につきましては、本年度年少扶養控除及び特定扶養控除の 上乗せ部分についての廃止で保育料に与える影響が大きいということ から、この関係条例を改正しまして、その影響を生じさせないように するという条例であります。これは、認定こども園条例と保育の実施 に関する条例の2本を改正するものでありまして、認定こども園条例 では附則で本年度改正しまして24年度限りというふうにしております が、附則の追加をいたしまして、25年度以降も当分の間同じ積算方法 で保育料を算定しようとするものであります。附則の第4項としてこ れを追加いたします。次の保育の実施に関する条例についても同じで ありまして、附則の第3項として追加するものであります。 実施時期は、平成25年4月1日からということであります。 以上で説明を終わります。 加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 (な し) 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 加納議長 し) (な 討論なしと認め、これより議案第31号を採決します。 加納議長 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異議なし) 加納議長 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 2 6 日程第26、会議案第1号「士幌町議会委員会条例の一部を改正する 条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。議会事務局長。

柳 谷事務局長

本条例案につきまして、下記の説明のとおり地方自治法の改正に伴い、委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法が条例への委任事項となることから、条例を改正するものでございます。

地方自治法においては常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会がそれぞれ条立てされておりましたが、改正法により1つの条文に統合され、委任事項として今回委員の選任を第6条で、委員長及び副委員長及び委員の辞任を第11条で改正案のとおり改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでご ざいます。

以上で説明を終わります。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これより会議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

2 7

日程第27、会議案第2号「士幌町議会会議規則の一部を改正する規 則案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。議会事務局長。

柳 谷事務局長

本規則案につきましては、下記の説明のとおり地方自治法の改正に伴い、本会議の開催において公聴会の開催及び参考人の招致が行えるようになることから、規則を改正するものでございます。

14章で公聴会に関する開催手続、意見を述べようとする者の申し出、公述人の決定、公述人の発言、議員と公述人の質疑、代理人または文書による意見の陳述並びに第15章の参考人について条文を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものでご ざいます。

以上で説明を終わります。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これより会議案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

	加納議長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
2 8		日程第28、意見書案第1号「TPP(環太平洋連携協定)交渉に参
		加しないよう求める要望意見書案」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案者の説明を求めます。議会運営委員会委員長。
	清 水	意見書案第1号につきましては、TPP交渉に参加しないよう求め
	委員長	る意見書案を議員提案として提出することが3月8日開催の議会運営
		委員会で決定されました。しかし、TPPを取り巻く状況は議員各位
		もご承知のように緊迫した情勢であります。したがって、急ぎ提案し
		ないと時期を逸するおそれがありますので、本日提出させていただく
		ものであります。どうぞよろしくお願いいたします。
	加納議長	これより質疑を行います。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより意見書案第1号を採決します。
		本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		以上で本日の日程は全て終了いたしました。
		次回は13日午前10時から再開いたします。
		本日はこれにて散会いたします。
		(午後 4時17分)

(午後 4時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員